HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（2）：日本の債権法改正に寄せて
Author(s)	呉, 逸寧
Citation	北大法学論集, 69(1), 204[1]-134[71]
Issue Date	2018-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/70619
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol69no1_02.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（2）

――日本の債権法改正に寄せて――

呉　　逸寧

目　次

はじめに
　1　問題の所在
　2　課題
　3　本稿の構成
　4　本研究の意義
第1章　違約金増減の概要
　第1節　違約金増減の趣旨
　第2節　違約金増減の対象
　第3節　違約金増減の要件
　第4節　違約金増減の立法史　（以上、68巻6号）
第2章　違約金増減の運用実態――数量分析を中心に
　第1節　違約金増額の運用実態に関する数量分析
　　1．全体図の概要
　　2．検討
　第2節　違約金減額の運用実態に関する数量分析
　　1．全体図の概要
　　2．検討　（以上、本号）
第3章　違約金増減の運用実態――論理分析を中心に
第4章　学界の評価と改革案
第5章　台湾法・日本法との比較
むすび
資料　関連条文

第２章　違約金増減の運用実態――数量分析を中心に

第１章は、違約金増減の概要を検討してきた。これらの検討によって、理論的に違約金増減を把握することができる。それに対して、裁判実務上、違約金増減はどのようにして働いているのか。またどういった特徴があるのかを明らかにする必要がある。本章と第３章は、違約金増減の運用実態の解明に取りくむこととする。違約金増減の運用実態を解明する場合には、２つの検証の手法が考えられる。一つは、特定時期の裁判例群を対象とし数量分析を行い、違約金増減の運用の傾向を明らかにすることである。もう一つは、重要度が高い、代表的、特殊な法的意味を有する裁判例を対象とし具体的な裁判例の判決内容、理由に関する分析を行い、違約金増減の運用の論理を明らかにすることである。本稿は、前者の解明を本章にて行う予定であり、後者の解明を第３章にゆだねることとする。

本章は、違約金増減の運用に関する特定の数量分析を行うため、特定の時期、特定のデータベースを通して分析を行う必要がある。それゆえに、本章は、2014年の一年間を対象とし、「北大法意」という中国法に関する裁判例が比較的に豊富であるデータベースを選ぶことにする。検討する前に、次の３つ点を説明しておきたい。

第１に、裁判実務の分析に当たって２つ重要な物差しを設定する。一つ目は、違約金増減の法規定・学説の部分で明らかにしたように、増額の適用と減額の適用において違約金が呈する法的性格、機能が異なるため、裁判実務の検討も両者を分けて分析する必要がある。二つ目は、裁判例の中には、法院が違約金の増減を認めた裁判例がある一方で、違約金の増減を認めなかった裁判例もある。それゆえに、違約金増減の運用の傾向を全面的に捉えるため、本章は、違約金の増減を認めた裁判例のみならず、違約金増減を認めなかった裁判例をも視野に入れることとする。

第２に、裁判実務の分析に当たって増額と減額をめぐる紛争について訴訟の構造がそれぞれ異なるため、訴訟の基本的構造を把握することも必要である。法院が違約金増額を適用する場合には、債権者が最初の訴訟の請求において違約金の増額の請求を提起する。それに対して、法院が違約金減額を適用する場合には、債務者が違約金の減額の請求を抗弁

として申し立てるのが一般的である。すなわち、違約金の増額をめぐる紛争において、違約金の増額を請求する者は債権者であり、増額請求は最初の訴訟請求段階に行われる。他方、違約金の減額をめぐる紛争において、違約金の減額を請求する者は債務者であり、請求は抗弁の段階において行われる。

第３に、裁判実務の分析に当たって、分析の力点を絞る必要もある。本稿の目的は、法院がどのような法理に基づいて、違約金への介入を行っているのかを明らかにすることである。それゆえに、法院がいかなる理由で違約金の増減を認めたのか、またいかなる理由で違約金の増減を認めなかったのかを検討するのが重要である。換言すれば、本章は、分析の力点を法院による増額の肯定または否定の判決理由に絞ることで、違約金増減の運用の特徴を析出したい。

第１節　違約金増額の運用実態に関する数量分析

本節は、違約金増額の運用実態に関する数量分析を行う。以下では、各事例における留意点を示しておく。

第１に、紛争の類型。違約金増額の運用をめぐる裁判例がどのような紛争を念頭に置くのかを明らかにすることが必要がある。具体的には、紛争の契約類型は何か、紛争の違約金類型は何なのか（いかなる契約不履行を対象とする違約金なのか）である。

第２に、当事者の属性。違約金増額の運用において当事者がいかなる主体であるかに着目する。原告（X）と被告（Y）の属性を、個人か企業かによって分けることとする。

第３に、違約金の定め方。当事者がいかなる違約金の定め方をしたのかが重要である。法規定の検討の部分では明らかにしたように、当事者が一定額の違約金を定めることができるのみならず、違約金の計算方法を定めることもできる。それゆえに、当事者による違約金の定め方にも留意する。

第４に、債権者の請求内容。訴訟の構造に照らすと、債権者が最初の訴訟の請求において違約金の増額の請求を提起するが、いくらの増額を請求したのかを注目する必要がある。

第５に、法院による増額の肯定と否定の判決理由。この要件が本節による検証の核心的な部分である。本節は法院がいかなる理由で違約金の増額を認めたのかまたいかなる理由で違約金の増額を認めなかったのかを要約したうえで、裁判例ごとに検討を行う。

第６に、法院による増額の計算要件および結果。法院が違約金の増額を認めた場合にいくら違約金の増額をしたのか、すなわち法院が増額した結果に注目する。

以上は、裁判例に関する６つの基本的な情報である。これらの要件に基づき、本節は、違約金の増額が認められた裁判例リスト（北大法意判決年月日2014年度）と違約金の増額が認められなかった裁判例リスト（北大法意　判決年月日2014年度）を作成し、それぞれ附表１と附表２としてその内容を示しておく。また裁判例が多いため、本節は、附表１と附表２を本文に付けずに、参考資料にて本節の最後に添付する。それを踏まえて、以下では、法院による違約金の増額が認められた裁判例（2014年度、附表１）と法院による違約金の増額が認められなかった裁判例（2014年度、附表２）について検討を行うこととする。

１　全体図の概要

2014年の一年間に判決が下された違約金の増額が認められた裁判例（以下では、違約金の増額を認められた裁判例を、増額肯定例と称する）は21件あり、認められなかった裁判例（以下では、違約金の増額を認められなかった裁判例を､増額否定例と称する）は25件あった。以下では、まず裁判例の概要をまとめる。

第１に、違約金紛争の類型という要件から増額肯定例を見ると、21件すべて遅延違約金の紛争である。このうち､２件が金銭債務の不履行（契約給付義務の不履行）を対象とする紛争であり、残る19件がなす債務の不履行（契約行為義務の不履行）を対象とする紛争である。また、なす債務の不履行を対象とする紛争の中には、不動産の引渡し義務の不履行を対象とする紛争が16件、不動産名義書換義務の不履行を対象とする紛争が３件あった。

他方、増額否定例の場合には、25件すべて遅延違約金の紛争である。このうち、１件が金銭債務の不履行（契約給付義務の不履行）を対象と

する紛争であり、残る24件がなす債務の不履行（契約行為義務の不履行）を対象とする紛争である。またなす債務の不履行を対象とする紛争の中には、不動産名義書換義務の不履行を対象とする紛争が16件、不動産の引渡し義務の不履行を対象とする紛争が７件、売買目的物の引渡し義務の不履行を対象とする紛争が１件あった。

第２に、当事者の属性という要件から増額肯定例を見ると、原告Ｘ（個人）、被告Ｙ（企業）の間の紛争が19件、Ｘ（企業）とＹ（企業）の間の紛争が２件あった。他方、増額否定例の場合において、原告Ｘ（個人）、被告Ｙ（企業）の間の紛争が22件、Ｘ（個人）とＹ（個人）の間の紛争が１件、Ｘ（企業）とＹ（企業）の間の紛争が２件あった。

第３に、違約金の定め方から、増額肯定例と増額否定例を合わせて見ると、基本的に当事者が一定額の違約金を約定した裁判例と当事者が違約金の計算方法を約定した裁判例に分かれるが、細かく見ると、４パターンの定め方があった。

①　当事者が純粋に一定額の違約金（具体額か契約代金の何％）を約定するパターン。このパターンにおいて増額肯定例11件、増額否定例13件があった。

②　当事者が純粋に違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）約束するという仕方で、実際の遅延日数に基づき違約金を発生させるパターン。このパターンにおいて増額肯定例４件、増額否定例９件があった。

③　当事者が違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）を約束するが、最高額（具体額か契約代金の何％）による制限をかけるパターン。換言すれば、当事者が日に具体額か契約代金の何％かを基準に実際の遅延日数に基づき違約金を発生させるが、違約金に上限を設けるパターン。このパターンにおいて肯定例４件、否定例３件があった。

④　当事者が違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）を約束するが、一定額（具体額か契約代金の何％）に転化させるパターン。換言すれば、当事者が日に具体額か契約代金の何％かを基準に実際の遅延日数に基づき違約金を発生させるが、一定の遅延日数を過ぎると、このような計算方法が採用されなくなる。その代わりとして債務者が一定額の違約金を支払うことになる、というパターンである。このパターン

において肯定例２件があった。

第４に、債権者の請求内容から肯定例を見ると、Ｘが違約金の約定と異なる違約金の計算基準を主張し、実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めた肯定例は19件あった。このうち、Ｘが中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準とし実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めていた肯定例が16件あり、違約金の約定と異なるほかの違約金の計算基準を主張し実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めていた肯定例も３件あった。残る２件の増額肯定例は、Ｘがあたらな違約金の計算基準を主張したのではなく、直接に一定額の増額を求めたものである。

他方、増額否定例の場合において、Ｘが違約金の約定と異なる計算基準を主張し違約金の額を新たに確定するよう増額を求めた否定例は19件あった。このうち、Ｘが中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準とし実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めていた否定例が11件あり、違約金の約定と異なるほかの計算基準を主張し実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めていた否定例も８件あった。残る６件の増額否定例がいずれもＸがあたらな違約金の計算基準を主張したのではなく、直接に一定額の増額を求めたものである。

第５に、法院による増額の判決理由から増額肯定例を見ると、次の６つの事由にまとめられる。①約定額または約定計算基準が著しく低いかＸの損失の填補に不足すること（５件）、②Ｙの違約期間の長さ（７件）、③契約代金（未払い代金含む）の大きさ（２件）、④Ｘの損失が法定遅延利息損失と認定されること（４件）、⑤Ｘの増額請求が法律に適合していること（３件）、⑥違約金責任の約定不対等性（２件）。

他方、法院による増額の判決理由から増額否定例を見ると、次の５つの事由にまとめられる。①Ｘは、違約金の約定額または約定計算基準が自分の損失と比較すると低いことを挙証できていないこと（19件）、②違約金の約定額または約定計算基準がＸの損失を填補できること（１件）、③Ｙの違約行為がＸに損失をもたらしていないこと（１件）、④違約金の約定が明確であり、法律に違反していないこと（４件）、⑤違約金の約定に従うべきである（２件）。

これらの違約金の増額に関する肯定の事由と否定の事由について如何にして読み解くのかは、検討の部分にゆだねることとする。

第６に、増額肯定例の場合には、その計算要件および結果を見ると、二つのパターンがある。一つは、法院がＸの違約金の増額請求をそのまま容認するものである。換言すれば、法院がＸが申し立てた新たな違約金の計算基準に基づいて増額を認めた肯定例が14件あった。もう一つは、法院がＸの増額請求を認めたが、Ｘが申し立てた違約金の計算基準を改定したものである。このような増額肯定例が７件あった。注目しておきたいのは、法院による容認の肯定例であろうが、法院による改定の肯定例であろうが、その増額結果を見ると法院が中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準にして、実際の遅延日数に基づき違約金を増額した例がほとんどのものであり、18件あった。わずか３件の増額肯定例は、法院が総合の考慮に基づいて、違約金の計算基準または一定額の違約金を改定し増額したものである。

以上のまとめに照らせば、違約金増額の運用に関する基本的な状況を、肯定例と否定例に分けてそれぞれの図で示しておく。

増額肯定例のまとめを、次の【図】１～６[1]で示す。

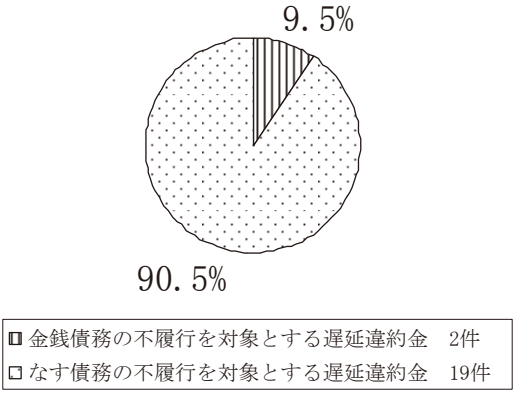

図１　違約金の紛争類型

[1] 【図】１～６は、附表１（違約金の増額が認めれた裁判例リスト）に基づいて、その概要を要件ごとに整理するものである。

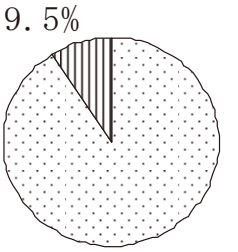

図2　当事者の類型

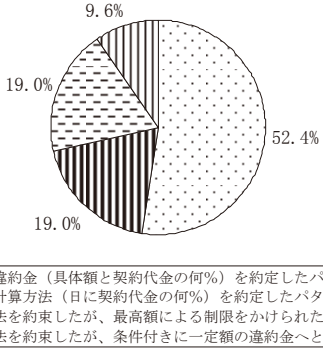

図3　違約金の定め方

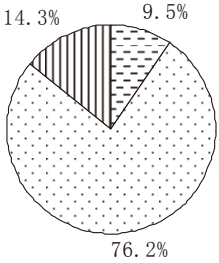

図4　Xの増額請求内容

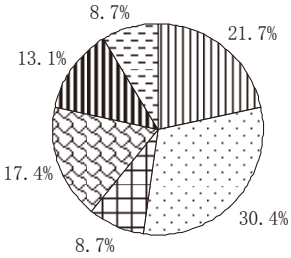

約定額または約定計算基準が著しく低いかXの損失を填補できないこと　5件
Yの違約期間の長さ　7件
契約代金（未払い代金含む）の大きさ　2件
Xの損失を法定遅延利息損失と認定　4件
Xの増額請求が法律に適合していること　3件
XとYによる違約金責任の約定不対等性　2件

図５　法院による増額の判断事由

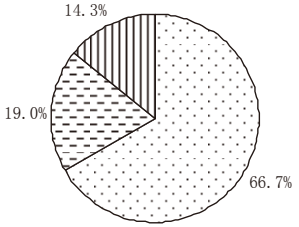

Xの増額請求および内容を容認、中国銀行遅延貸付利率による計算額　14件
Xの増額請求を容認、内容を改定、中国銀行遅延貸付利率による計算額　4件
Xの増額請求を容認、内容を改定、綜合考量による計算基準又は一定額　3件

図６　法院による増額の計算要件および結果

増額否定例のまとめを、次の【図】７～11[2]で示す。

[2] 【図】７～11は、附表２（違約金の増額が認められなかった裁判例リスト）に基づいて、その概要を要件ごとに整理するものである。

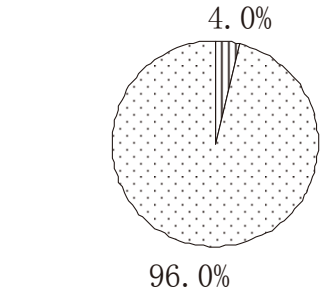

図7　違約金の紛争類型

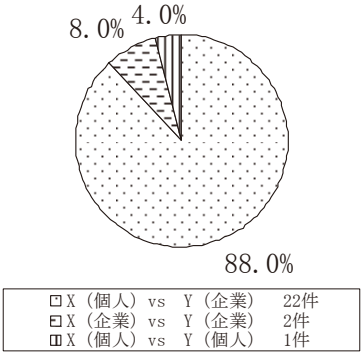

図8　当事者の類型

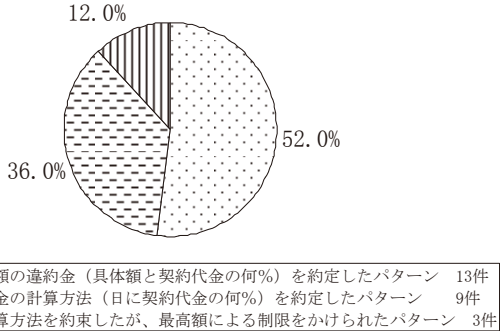

図9　違約金の定め方

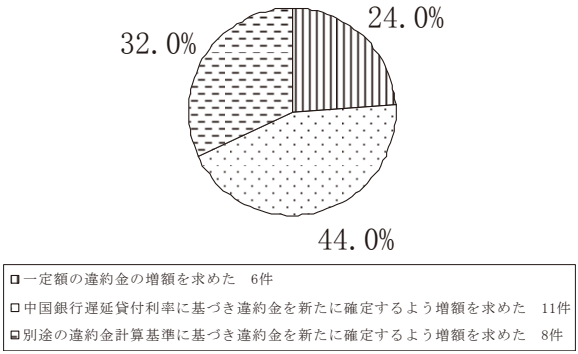

図10　Xの増額請求内容

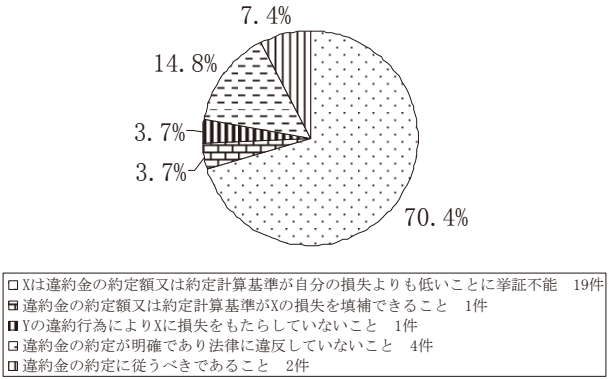

図11　法院による増額否定の判断事由

2　検討

以上の整理に照らせば、裁判実務において違約金増額が如何にして働いているのかについてその全貌を把握することができる。その中で、本稿の目的との関連で検討する必要があるのは、法院による増額の肯定の判断事由(【図】5)と法院による増額の否定の判断事由(【図】11)である。全体図による【図】5と【図】11についての整理は、ただ判決理由に用いられる用語を初歩的に纏めたに過ぎないものである。実際には、これらの事由がどのような法的意味が含まれるのか、また如何にして読み解かれるべきなのかについて、さらなる詳細な検討がかけてはならないように思われる。なお、これらの判断事由を検討する場合には、第1章で検

討した法規定、学説を念頭に置く必要がある。それゆえに、まず法規定、学説は、法院による増額の判断要件について如何にして説明しているのかを再度確認する。

第１に、法規定、通説の立場に照らせば、法院が違約金の増額の可否を判断する場合には、まず、債権者の実損害を認定する。次に、法院が債権者の実損害を違約金と比較して、より低額でありさえすればその増額を認める。換言すれば、法院が実損害と違約金の差額があるか否かを認定することで、違約金の増額の可否を判断している、という判断構造が明らかにされた。このような判断構造を実損害差額主義と定義した[3]。裁判実務が実損害差額主義によっているか否かを検証する。

第２に、少数説の立場に照らせば、法規定、通説による実損害差額主義について批判的な見解もある。少数説は、法院が違約金の増額の可否を判断する場合には、契約締結時に違約金の約定が当事者の自由な意思によるか否か、またその約定において詐欺、脅迫などの意思決定における瑕疵があるか否かを審査すべきであるとしている。このような判断構造が、当事者の意思決定プロセスに重点を置き、当事者の真の意思自治が達成されるか否かを主眼とする論理である[4]。それを踏まえて、少数説の論理が裁判実務において影響を与えるか否かも、注目に値する。

以上の法規定、学説による説明に照らせば、実際の裁判例において法院が、増額の可否を判断する場合には、どのぐらい実損害差額主義を徹底しているのか、また、少数説のような論理も持ち込まれるのか、裁判実務において全体的にどのような特徴があるのかについて、裁判例に基づいて検討する。

（１）増額の肯定、否定の判決理由

以下では、裁判実務において増額の肯定、否定の判決理由を検証する。なお違約金増額の運用に関する裁判例が金銭債務の不履行を対象とする

[3] 法規定、通説の立場についての検討は、第１章「違約金増額の要件」の「法規定の立場」部分を参照されたい。

[4] 少数説の立場についての検討は、第１章「違約金増額の要件」の「学説の批判」部分を参照されたい。

遅延違約金の紛争となす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争に分かれるため、検討の順番は、違約金紛争の類型に基づいて進めることとする。

（ｉ）増額肯定例についての検討

増額肯定例を全体的に見ると、増額肯定例が金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争となす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争に分かれるが、裁判例の数について後者が前者よりも圧倒的に多かったことは明らかにされた。また、なす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争の中には、不動産の引渡し義務の不履行を対象とした裁判例が16件あり、不動産名義の書換義務の不履行を対象とした裁判例が３件あった。他方、金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争が２件しかいなかった。以下では、詳しく検討する。

①　なす債務の不履行（不動産の引渡し義務の不履行）を対象とする遅延違約金の紛争

増額肯定例21件のうち、16件が不動産の引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争であった。この16件は、いずれもＹが目的物の不動産をＸに期間通りに引き渡さなかったため、遅延違約金責任を問われた裁判例であった。法院による増額の肯定の判決理由を、次のように要約することができる。

（Ａ）、16件のうち、14件において法院による判決理由を、次の６つの事由に要約することができる。

ア、Ｘの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定（増額肯定例１、３、９、13）

イ、違約金の約定額または約定計算基準がＸの損失と比較すると低い（増額肯定例10、12、14）

ウ、Ｘの増額請求が法規定に適合している（増額肯定例15、17、21）

エ、違約金の約定額または約定計算基準がＸの損失の填補に不足する（増額肯定例16、20）

オ、Ｙの違約行為がＸに損失をもたらしていた（増額肯定例５）

カ、違約金をＸの損失と一致させるべきである（増額肯定例11）

この14件において上記に列挙された６つの事由の実質を検討すると、法院がＸの損失を認定したうえで、次に違約金との比較を中心の作業としていると見て取れる。すなわち、法院は、Ｘの損失が違約金の約定額と比較すると低額であることを唯一の増額の理由としているのであろう。換言すれば、法院は、違約金の約定額がＸの損失と比較してより低額でありさえすれば、その増額を認めると解される。この意味において上記の16件はいずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（Ｂ）、16件のうち、残る増額肯定例２と６のみは、法院による増額の肯定の判決理由において法院が実損害差額主義に基づくほか、違約金の約定に重点を置いたという特徴が見られる裁判例である。

肯定例２の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「違約金内容の約定において、Ｘの契約代金の未払いを対象とする遅延違約金の約定計算基準が日に未払い代金の0.3‰であると約定されているのに対して、Ｙの不動産引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金の約定計算基準が日に支払い済み代金の0.01‰であると約定されている。違約金の約定によるＸとＹの権利義務の負担が対等ではないため、法院が、権利義務の約定に関する均衡の原則に基づき、Ｘの増額請求が不当なものではないと判断する」、とされる。

肯定例６の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「違約金の約定において、Ｘの契約代金の未払いを対象とする遅延違約金の約定計算基準が日に未払い代金の0.5‰であると約定されるのに対して、Ｙの不動産引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金の約定計算基準が日に支払い済み代金の0.05‰であると約定されている。このような約定の仕方は、明らかに公平を失するため、Ｘの増額請求は認められるべきである」、とされる。

上記の２件の判決理由に照らせば、法院は、Ｘが負担する契約代金の未払いを対象とする遅延違約金責任とＹが負担する不動産引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金責任という約定内容に主眼を置いた上に、その約定内容が対等的なものではないということを理由に、違約金の増額を認めたと見て取れる。換言すれば、上記の２件の判決理由において契約締結時、違約金の約定によるＸとＹの違約金責任の不対等性

が是正される必要があるという旨が含まれると解される。約定による違約金責任の不対等性の実質を突き詰めると、当事者の交渉力の格差などの事情により違約金の約定による意思決定のプロセスにおいて自律的な自己決定が行われていないと十分考えられる。換言すれば、このような不対等の約定は、当事者による、真の意思自治が達成されていない結果であると看取できる。この意味において、上記の２件の裁判例は、法院が単に実損害差額主義を根拠とするものではなく、契約締結時、違約金の約定において真の意思自治が達成されるか否かも考慮されている例であると評価できる。

②　なす債務の不履行（不動産名義の書換義務の不履行）を対象とする遅延違約金の紛争

増額肯定例21件のうち、増額肯定例４、18、19は、不動産名義の書換義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争であった。この３件は、いずれもＹが目的物の不動産に関する書換義務を期間通りにＸに果たさなかったため、遅延違約金責任を問われた裁判例であった。法院による増額の肯定の判断理由は、次のようなものである。

肯定例４の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「Ｘは自分の損失の証拠を提出していなかった。法院は、Ｙの契約違反期間が２年半にわたり、しかもＸが権利を主張する際に、必要な費用を支出したこともあった。以上のことを考量すれば、Ｘの増額請求を容認し、違約金の額を斟酌する」、とされる。

増額肯定例18の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「Ｘが自分の損失に証拠を提出していなかったが、法院は、Ｙの契約違反期間が６年あまりにわたり、一定の程度でＸによる不動産の正常な使用、収益に影響を与えたため、Ｘの損失が客観的に存在することを考慮することで、Ｘの増額請求を認める」、とされる。

増額肯定例19の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「Ｙが目的物の不動産に関する書換義務を期間通りにＸに果たさなかったため、その違約行為は、Ｘが目的物の不動産の処分権を行使することに障害をもたらした。それゆえに、Ｘの損失が権利の行使の支障および取引のチャンスの喪失として捉えられ得る。Ｘが損失に証明責任を果た

せないにもかかわらず、Ｘがかならず、一定の程度の損失を抱えることに違いない。したがって法院が、Ｙの違約期間の長さや契約代金の大きさを考慮して、Ｘの増額請求を認める」、とされる。

上記の３件による増額の肯定の判決理由に照らせば、３点の共通点を捉えることができる。一つ目は、３件は、いずれもＸが自分の損失を挙証できていないものである。二つ目は、３件は、いずれもＹの契約違反期間が長かったものである。三つ目は、３件は、いずれもＹの契約違反期間が長かったため、Ｘに何らかの損失をもたらすであろうと認定されるものである。それゆえに、不動産名義の書換義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争においてＸの損失が正確に確定されない場合には、法院がＹの違約行為がＸにもたらすであろう損失（逸失利益）を考慮する傾向が示されている。とはいえ、ここでの逸失利益についての認定の実質は、依然としてＸの実損害を認定する目的であると解される。この意味において、上記の３件はいずれも法院が実損害差額主義を貫徹した裁判例であると評価できる。

③　金銭債務を対象とする遅延違約金の紛争

増額肯定例21件のうち、残る増額肯定例７、８が、売買代金の未払いを対象とする遅延違約金の紛争であった。この２件は、いずれもＸが売買代金をＹに支払わなかったため、遅延違約金責任を問われた裁判例であった。法院による増額の肯定の判決理由は、次のようなものである。

肯定例７の判旨によれば、法院が、Ｙの違約期間が長かったため、違約金の約定がＸの法定貸付遅延利息の損失の填補に不足することを理由に、Ｘの増額請求を認めた、という判決理由が示されている。

肯定例８の判旨によれば、法院が、Ｙの違約期間と未払い代金の大きさを考量し、違約金の約定計算基準が著しく低いことを理由に、Ｘの増額請求を認めた、という判決理由が示されている。

上記の２件の判決理由に照らせば、この２件において法院による増額の肯定の判決理由は、いずれも法院がＸの損失を法定貸付遅延利息損失と認定しうえで、次にそれを違約金の約定額と比較してより低額であるためであると解される。この意味において上記の２件はいずれも実損害差額主義に依拠した裁判例であると評価できる。

（ⅱ）増額否定例についての検討

増額否定例を全体的に見ると、肯定例の紛争類型と同様に金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争となす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争に分かれている。また、裁判例の数についてなす債務の不履行を対象とする紛争がほとんどのものであり、24件あった。このうち、不動産名義の書換義務の不履行を対象とした裁判例が16件あり、不動産の引渡し義務の不履行を対象とした裁判例が７件あり、売買目的物の引渡し義務の不履行を対象とした裁判例が１件あった。他方、金銭債務の不履行を対象とする紛争が１件しかいなかった。以下では、詳しく検討に入る。なお検討する場合に、増額肯定例についての検討では言及した違約金紛争の類型に関する説明は、本部分では繰り返さないこととする。

①　なす債務の不履行（不動産名義の書換義務の不履行）を対象とする遅延違約金の紛争

増額否定例の25件のうち、最も多かった紛争の類型は、不動産名義の書換義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争であり、16件の裁判例があった。この16件において法院による増額の否定の判決理由を、次のように要約することができる。

（A）、16件のうち、12件において法院による判決理由を、次の３つの事由に要約することができる。

ア、X が自分の損失を挙証できていない（増額否定例２、４、６、７、10、12、14、17、18、22）

イ、Y の違約行為は X に損失をもたらしていない（増額否定例11）

ウ、X が自分の増額請求の事実に根拠を提供しなかった（増額否定例21）

この12件において上記に列挙された３つの事由に照らせば、ある共通点を捉えることができる。すなわち X が自分の損失を挙証しなかったことは、X の増額請求が認められなかった唯一の理由であると思われる。換言すれば、X の損失が客観的に確定されにくい本類型の違約金紛争において、X が自分の損失を挙証しない限り、自分の増額請求は認められないであろう。それゆえに、上記の12件において、法院が依然として X

の損失を認定することを目的とし、Ｘが自分の損失に証拠を提出することができない以上、法院がそれを違約金の約定額と比較する前提がなくなるため、当然にＸの増額請求を認めないということになると解される。この意味において、上記の12件はいずれも実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（Ｂ）、16件のうち、増額否定例１、５、８、15は、いずれも法院が実損害差額主義と異なる理由で、違約金の増額を否定している裁判例である。法院による増額の否定の判決理由を、次の２つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定に従わなければならない。（減額否定例１、５）

イ、違約金の約定が明確であり、法律の規定に違反していない（減額否定例８、15）

この４件において上記に列挙された２つの事由に照らせば、法院は、増額の否定の理由を、Ｘが損失を挙証したか否かということに根拠とせず、それと代わりに、違約金の約定による当事者の意思を尊重すべきことを根拠としていると思われる。換言すれば、上記の４件において法院が債権者の実損害を考慮せずにもっぱら当事者の意思に主眼を置いてあった。このような考慮からみると、もし違約金の約定による当事者の意思決定のプロセスにおいて意思表示の瑕疵がなければ、法院が当事者の意思自治を尊重すべきであるという旨が含まれると解される。この意味において上記４件は、いずれも法規定による実損害差額主義の立場と離れて、法院が当事者の意思自治を尊重した裁判例であると評価できる。

② なす債務の不履行（不動産の引渡し義務の不履行）を対象とする遅延違約金の紛争

増額否定例の21件のうち、不動産の引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争が７件あった。この７件こおいて法院による増額の否定の判決理由を、次の２つの事由に要約することができる。

ア、Ｘが自分の損失を挙証できていない（増額否定例３、16、20、23、25）

イ、Ｘは、違約金の約定額が自分の損失と比較して低いことを挙証できていない（増額否定例13、19）

この７件において上記に列挙された２つ事由に照らせば、法院は、Xが自分の損失を挙証できていないため、X の実損害を違約金の約定額と比較することができないことを理由に、X の増額請求を棄却したと解される。この意味において上記の７件は、いずれも法院が実損害差額主義を依拠した裁判例であると評価できる。

③　なす債務の不履行（売買目的物の引渡し義務の不履行）を対象とする違約金の紛争

増額否定例の25件のうち、売買目的物の引渡し義務の不履行による遅延違約金をめぐる紛争が１件あった。否定例９は、Y が売買目的物を期間通りに X に引き渡さなかったため、遅延違約金責任を問われた裁判例である。法院による増額の否定の判断理由は、次のようなものである。

法院は、「X が提供した証拠の一部に鑑みると、Y の違約行為が X に大きな損失をもたらした。とはいえ、違約金の約定計算基準に基づき、算出された違約金が基本的に X の損失を填補することができるため、法院が違約金の約定に従い、違約金を決めるべきである。」ということを理由に、違約金の増額請求を棄却した。

上記の法院による判決理由に照らせば、法院は、依然として X の損失を認定した上で、次いでそれを違約金の約定額と比較してほぼ同額であることを理由に、違約金の増額請求を否定したと解される。本件は、法院が実損害差額主義を依拠した裁判例であると評価できる。

④　金銭債務を対象とする遅延違約金の紛争

増額否定例のうち、残る１件の否定例24は、売買代金の未払いを対象とする遅延違約金をめぐる紛争であった。法院による増額の否定の判断理由は、次のようなものである。

法院は、「違約金の約定が明確であり、かつ X が、違約金が自分の損失の填補に不足することに挙証できていないため、違約金の約定に基づいて、違約金の額を決めるべきである」ということを理由に、X の増額請求を棄却した。

上記の法院による判決理由に照らせば、法院は、X による損失の挙証不能を理由とするのみならず、違約金の約定が明確であるとことを重視

している。すなわち、本件の判決理由においてＸの損失の認定という考慮のほか、違約金の約定を尊重すべきという旨も含まれると解されるであろう。もっとも法院の判決理由に鑑みると、違約金の約定を尊重すべきという考慮は増額の否定の判断にどのぐらい寄与しているのかについてはっきりとは示されていないが、少なくとも本件は、完全に法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であるとは評価できず、むしろ法院が実損害差額主義と、当事者の意思自治の尊重を合わせて考慮した一例であると推測される。

（ⅲ）総括

以上では、増額肯定例、増額否定例においてそれぞれの判決理由を詳しく検討してきた。これらの検討に照らせば、裁判実務には違約金増額の運用において法院が違約金の増額の可否を判断する場合には、いかなる傾向があるのかについて、次の２点をまとめることができる。

第１に、増額肯定例21件と増額否定例25件においてそれぞれ19件と20件の裁判例は、法院が違約金を増額するか否かを判断する場合に、単にＸの損失があるか否か、いくらあるのかを認定し、それを違約金の違約額と比較して低額であるか否かを理由に違約金の増額の可否を判断しているものである。したがって、裁判実務において法院が基本的に法規定による実損害差額主義を徹底したことが明らかにされた。

第２に、増額肯定例21件のうち、２件の裁判例のみは、法院が実損害差額主義に依拠したほか、契約締結時、違約金の約定において真の意思自治が達成されるか否かも考慮したものである。他方、増額否定例25件のうち、４件の裁判例のみは、法院が違約金の約定による当事者の意思自治を尊重したものであり、１件の裁判例のみは、法院が実損害差額主義に依拠した同時に、違約金の約定による当事者の意思自治を考量したものである。

以上のまとめに照らせば、裁判実務において法院は、基本的に法規定による実損害差額主義の立場を徹底していることは、明らかにされた。実損害差額主義の立場と離れて、少数説で主張したように、当事者の意思自治を尊重する旨を貫いた裁判例も見られたが、ごく例外の裁判例であるとしか評価できない。

以下では、裁判実務において違約金の増額の可否の判決理由についての検証の結果は、次の【図】12と【図】13[5]で示しておく。

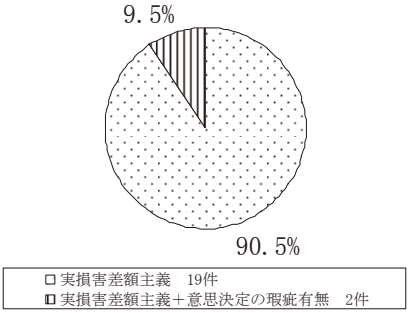

図12　増額の肯定の判決理由

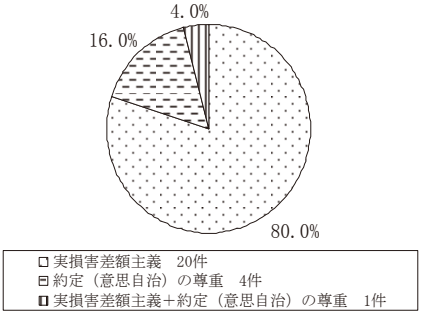

図13　増額の否定の判決理由

（2）違約金増額の運用の特徴

以上では、裁判実務において法院が違約金の増額の可否を判断する場合には、増額の肯定と否定の判決理由について、裁判例群についての数量分析によってその運用の傾向を明らかにした。それに基づいて、中国

[5] 【図】12、【図】13は、附表１（違約金の増額が認められた裁判例リスト）と附表２（違約金の増額が認められなかった裁判例リスト）に基づいて違約金の増額の可否の判決理由において本稿による詳細な検討を加えうえでその結果をまとめたものである。

法における違約金増額は、どのような特徴があるのかを析出してみたい。

（ⅰ）責任制限機能の弱体化

違約金の実益は、当事者があらかじめ契約違反の効果について損害賠償を予定したことによって、違約金が債権者の実損害よりも低額である場合には、違約金に責任制限機能を働かせるためである。

とはいえ、裁判実務による法院の判決理由についての検証に照らせば、90.5％の増額肯定例（【図】12参照）と80％の増額否定例（【図】13参照）は、実損害差額主義を徹底したものである。換言すれば、法院は、違約金の増額の可否を判断する場合に、基本的に違約金による債権者の実損害の填補という機能を働かせるため、違約金による責任制限の機能（実益）はほとんど意味が失われていると解される。この意味において、裁判実務における違約金増額の運用は、違約金の実益を弱体化するという特徴があると看取できる。

（ⅱ）意思自治の理念の否定

違約金の約定に従うことは、当事者の意思を尊重する意思自治の理念である。それゆえに、法院が違約金の約定による意思決定プロセスにおいて意思表示の瑕疵がなければ、当事者の約定を尊重すべきである。さもなくば、法院が当事者が予定していなかった額までの増額を認めることは、当事者の意思自治に深刻な干渉となってしまう。

とはいえ、裁判実務による法院の判決理由についての検証に照らせば、わずか9.5％の増額肯定例（【図】12参照）と20％の増額否定例（【図】13参照）は、違約金の約定による当事者の意思自治を尊重する立場を示しているものである。それに対して、90.5％の増額肯定例（【図】12参照）と80％の増額否定例（【図】13参照）は、法院が実損害差額主義を徹底したものであり、すなわち裁判実務において法院は、基本的に違約金と実損害の均衡が図られていないことのみを理由に、違約金の増額を認めている、ということが明らかにされた。この意味において、裁判実務が法院による違約金の増額に寛容な立場を示すことによって、意思自治の理念が中国契約法においてまったく配慮されていないという特徴が浮き彫りになると看取できる。

附表１

違約金の増額が認められた裁判例リスト

（北大法意　判決年月日2014年度）

番号	判決号、判決年月日	契約紛争類型	当事者の属性	違約金紛争の類型	違約金の約定（約定額または約定計算基準）	債権者の請求内容	法院による増額の肯定の判決理由	法院による増額の計算要件と結果
1	（2013）屯民一初字第01350号 2014.1.8	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	支払い済み売買代金の0.1‰	X　申請 日に支払い済み売買代金の0.1‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金を確定するよう請求する。	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	違約金の額を改定 → 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を計算する。
2	（2013）黄民初字第8783号 2014.1.20	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.01‰	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金3.1万元を請求する。	XとYの遅延違約金責任の不対等（Xの売買代金の未払いによる遅延違約金の基準が、日に支払い済み売買代金の0.3‰となっていた）	Xの請求を容認
3	（2014）嘉秀民初字第32号 2014.1.20	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	支払い済み売買代金の１％	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	Xの請求を容認
4	（2014）蘇中民終字第3262号 2014.2.27	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	137元（支払い済み売買代金の0.05％）	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xが損失を挙証不能だが、違約期間の長さを考えると、Xが権利を主張する関連費用の必然性	違約金の額を改定 → Yの違約期間 Xの費用支出の必然性 4000元
5	（2014）鳥中民四終字第173号 2014.3.5	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	支払い済み売買代金の0.1‰	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金3.5万元を請求する。	Yの違約行為は、Xの収益損失をもたらした	Xの請求を容認
6	（2014）塩民終字第0602号 2014.3.26	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.02‰	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する	XとYの遅延違約金責任の不対等（Xの売買代金の未払いによる遅延違約金の基準が、日に支払い済み売買代金の0.5‰となっていた）	Xの請求を容認

7	（2014）衡民二終字第135号 2014.4.4	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準にするが、最高額が未払い売買代金の３‰までとする。	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金９万元を請求する。	Y違約期間の長さを考えると、違約金の約定がXの利息損失を填補することに足りない。	Xの請求を容認
8	（2014）二中民終字第04263号 2014.4.10	売買	X個人 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の0.2‰を基準にするが、最高額が未払い売買代金の３％までとする。	X　申請 自分の損失に基づき、違約金20万元を請求する。	Yの未払い売買代金 Yの違約期間	違約金の額を改定 → 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を計算する。
9	（2014）錫民終字第0385号 2014.4.10	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	支払い済み売買代金の１％	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	Xの請求を容認
10	（2014）盱民初字第0326号 2014.4.16	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に売買代金の0.05‰	X　申請 自分の損失に基づき、4.32万元の違約金を請求する。	Xが損失を挙証不能だが、違約金の約定が確かに著しく低い	違約金の額を改定 → 契約の約定、当事者の故意・過失の度合い、実際的損失など日に売買代金の0.05‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金2.83万元を確定する。
11	（2014）連民初字第00739号 2014.4.21	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.1‰、90日を遅延すると、支払い済み売買代金の0.2%	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	違約金の額がXの損失と一致させなければならない。	Xの請求を容認
12	（2014）防市民一終字第74号 2014.4.28	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.5‰、90日を遅延すると、支払い済み売買代金の0.5%	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	約定された違約金が確かに損失により低い	Xの請求を容認
13	（2014）連民終字第0100号 2014.5.8	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.1‰	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	Xの請求を容認

14	（2014）紹柯民初字第1280号 2014.5.15	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	60日を遅延すると、支払い済み売買代金の５％	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	約定された違約金がXの損失よりも著しく低い	Xの請求を容認
15	（2014）鞍民一終字第00252号 2014.5.19	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	60日を遅延すると、支払い済み売買代金の0.1％	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xの請求が法律に適合している	Xの請求を容認
16	（2014）濱民二初字第60号 2014.7.11	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	180日を遅延すると、支払い済み売買代金の１％	X　申請 日に支払い済み売買代金の0.21‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、4.99万元を請求する。	Yの違約期間の長さ 違約金の約定がXの損失を填補できない	違約金の額を改定 → 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を計算する。
17	（2014）穂南法民三初字第960号 2014.8.18	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	30日を遅延すると、日に売買代金の0.3‰を基準にするが、最高額が未払い売買代金の５％までとする。	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金８万元を請求する。	Xの請求が法律に適合している	違約金の額を改定 → 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を計算するが、最高額が売買代金の額までとし、すなわち7.5万元とする。
18	（2014）青民一初字第1713号 2014.8.20	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	674.88元 （支払い済み売買代金の0.1％）	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金８万元を請求する。	Y違約期間の長さ（６年） 損失が客観的に存在する可能性	Xの請求を容認
19	（2014）浙紹民終字第1009号 2014.10.8	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	238元 （支払い済み売買代金の0.01％）	X　申請 日に支払い済み売買代金の0.5％を基準に、遅延日数に基づき、違約金を請求する。	Y違約期間の長さ 売買代金の高さ	違約金の額を改定 → 綜合考慮 1.2万元
20	（2014）穂中法民五終字3794号 2014.10.30	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に売買代金の0.05％を基準にするが、最高額が売買代金の１％までとする。	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金を確定するよう請求する。	Yの違約期間の長さ	Xの請求を容認

21	（2014）杭経開民初字第1270号 2014.11.17	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	2.52万元（60日を遅延すると、支払い済み売買代金の10%）	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金7.83万元を請求する。	Xの請求が法律に適合している	Xの請求を容認

附表２

違約金の増額が認められなかった裁判例リスト

（北大法意　判決年月日2014年度）

番号	判決号、判決年月日	契約紛争類型	当事者の属性	違約金紛争の類型	違約金の約定（約定額または約定計算基準）	債権者の請求内容	法院による増額の否定の判決理由
1	（2013）天民初字第2696号 2014.1.7	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	4700元（支払い済み売買代金の１%）	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金3.5万元を請求する。	契約の約定に従うべき
2	（2013）防市民一終字第264号 2014.1.15	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	75元（支払い済み売買代金の0.3‰）	X　申請 日に支払い済み売買代金の0.3‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金9.1万元を請求する。	Xが損失を挙証不能
3	（2013）承民終字第1786号 2014.1.20	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.05‰	X　申請 日に本不動産と同地域・同類不動産の賃貸料を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xが損失を挙証不能
4	（2014）潼法民初字第00272号 2014.2.17	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.01‰	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xは、違約金の約定が自分の損失により低いことに挙証不能
5	（2014）雲民一初字第49号 2014.2.26	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	３万元（支払い済み売買代金の１%）	X　申請 日に支払い済み売買代金の0.3‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金25万元を請求する。	契約の約定に従うべき
6	（2014）香民初字第112号 2014.3.8	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	302元（売買代金の0.1%）	X　申請 売買代金の２%を基準に、違約金1.5万元を請求する。	Xが損失を挙証不能
7	（2014）防市民一終字第37号 2014.3.10	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	139元（売買代金の0.5‰）	X　申請 日に支払い済み売買代金の0.5‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xが損失を挙証不能

8	（2013）益赫民一初字第1513号 2014.3.12	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	297.5元 （支払い済み売買代金の0.1％）	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金3.9万元を確定するよう請求する。	契約の約定が明らかであり、法律の規定に違反していない
9	（2013）青羊民初字第4962号 2014.3.21	売買	X売買 Y企業	売買目的物の引渡しの不履行による遅延違約金	日に売買代金の0.5％	X　申請 自分の実際の損失より、違約金85.27万元を請求する。	Xが損失に部分的に挙証違約金の約定が基本的にXの損失を填補できる。
10	（2014）沈和民二初字第00040号 2014.3.31	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	971元 （日に支払い済み売買代金の0.02‰）	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金9818元を請求する。	Xが損失を挙証不能
11	（2014）沈中民二終字第459号 2014.4.15	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	1.95万元 （日に支払い済み売買代金の0.1‰）	X　申請 ５万元の違約金を請求する。	Yの違約により、Xに損失をもたらしていない。
12	（2012）歴商初字第1767号 2014.5.13	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	1.37万元 （支払い済み売買代金の1.5％）	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金14.98万元を確定するよう請求する。	Xが損失を挙証不能
13	（2014）穂中法民五終字第1549号 2014.5.29	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に未払い売買代金の0.1‰を基準にするが、未払い売買代金の５％までとする。	X　申請 日に未払い売買代金の0.1‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、未払い売買代金の額までに違約金を確定するよう請求する。	Xが損失を挙証不能
14	（2014）防市民一終字第178号 2014.6.12	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	76.7元 （支払い済み売買代金の0.3‰）	X　申請 日に支払い済み売買代金の0.3‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金を確定するよう請求する。	契約の約定が明らかでありXが損失を挙証不能
15	（2014）海民初字第1475号 2014.6.20	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	174.42元 （支払い済み売買代金の0.1％）	X　申請 日に支払い済み売買代金の0.3‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金10.9万元を請求する。	契約の約定が明らかであり、法律の規定に違反していない
16	（2014）西民初字第1148号 2014.7.10	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に売買代金の0.01‰	X　申請 日に売買代金の0.1‰を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金8.17万元を請求する。	Xが損失を挙証不能
17	（2014）蓮民初字第01203号 2014.7.16	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	4690元 （支払い済み売買代金の１％）	X　申請 支払い済み売買代金の2.5％を基準に、違約金1.17万元を請求する。	Xが損失を挙証不能

18	（2014）博商初字第446号 2014.7.23	不動産売買	X個人 Y個人	不動産名義書換義務の不履行による違約金	３万元	X　申請 違約金６万元を請求する。	Xが損失を挙証不能
19	（2014）文民初字第1403号 2014.8.19	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.1‰	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金3.8万元を請求する。	Xは、違約金の約定が自分の損失により低いことに挙証不能
20	（2014）東二法沙民一初字第257号 2014.8.27	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.2‰	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xが損失を挙証不能
21	（2014）大東民小字第2880号 2014.9.10	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による違約金	770元（支払い済み売買代金の0.1％）	X　申請 支払い済み売買代金の１％を基準に、違約金7703元を請求する。	事実に根拠なし
22	（2014）解民二初字第212号 2014.10.10	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による違約金	1770.1元（支払い済み売買代金の１％）	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金4.5万元を請求する。	Xが損失を挙証不能
23	（2014）烟民一終字第850号 2014.10.22	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.1‰	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金1.36万元を請求する。	Xが自分の主張に証拠なし
24	（2014）鄂鍾祥民二初字第00187号 2014.11.3	不動産売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の0.03‰を基準にするが、最高額が未払い売買代金の１％までとする。	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	契約の約定が明確 Xは、約定された違約金が著しく低いことに挙証不能
25	（2014）二中速民終字第2035号 2014.11.28	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準にするが、最高額が売買代金の２％までとする。	X　申請 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xが損失を挙証不能

第２節　違約金減額の運用実態に間する数量分析

本節は、違約金減額の運用実態に関する数量分析を行う。違約金増額の運用に関する裁判例リストと同様に、違約金減額の運用に関する裁判例リストを作成する場合に、各裁判例における留意点を示しておく。ただし、違約金増額の運用において債権者の請求内容という留意点と異な

り、違約金減額の運用において違約金減額の訴訟は如何にして開始されたのかという訴訟上の要件に注目する[6]。

上記の要件に基づき、本節は、違約金の減額が認められた裁判例リスト（北大法意　判決年月日2014年度）と違約金の減額が認められなかった裁判例リスト（北大法意　判決年月日2014年度）を作成し、それぞれ附表３と附表４としてその内容を示しておく。また裁判例が多いため、本節は、附表３と附表４を本文で付けずに参考資料にて本節の最後に添付する。それを踏まえて、以下では、法院による違約金の減額が認められた裁判例（2014年度、附表３）と法院による違約金の減額が認められなかった裁判例（2014年度、附表４）について検討を行うこととする。

1　全体図の概要

2014年の一年間に判決が下された違約金の減額が認められた裁判例（以下では、違約金の減額が認められた裁判例を、減額肯定例と称する）は127件あり、認められなかった裁判例（以下では、違約金の減額が認められなかった裁判例を、減額否定例と称する）は22件しかなかった。裁判例の数を見ると、減額肯定例が減額否定例に比較して圧倒的に多かったのである。以下では、まず裁判例の概要をまとめる。

第１に、違約金紛争の類型という要件から減額肯定例を見ると、遅延違約金、普通違約金、解約違約金を対象とする３つの類型の紛争に分かれる。

遅延違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）となす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、借金11件、賃貸借11件、売買45件、サー

[6] 違約金減額の適用に関する訴訟要件について、第１章による法規定で検討したように、違約金減額の適用は、原則的に債務者の申請によるが、法院の釈明による場合も規定されている。また法規定は明確に規定していないが、裁判実務において法院の職権による裁判例もあるか否かも一つの注目点である。もっとも、これらの一連の問題は、違約金減額の運用における訴訟上の論点であるため、本稿の問題関心から離れるものである。それゆえに、本稿は、裁判実務の検討において違約金減額の適用に関するの訴訟要件を、全体図のまとめにする。それについての詳細な検討は、別稿で考察する予定である。

ビス７件、請負10件、特許１件、人身損害賠償１件、株式譲渡１件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、不動産の引渡し５件、契約目的物の引渡し２件、請負２件、不動産名義書換５件、サービス１件という構成である。

普通違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）となす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、賃貸借１件、株式譲渡１件、請負１件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、競業避止２件、株式譲渡手続き１件、著作権許可使用１件、売買１件、賃貸借１件、不動産の引渡し１件という構成である。

解約違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）、なす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、賃貸借２件、売買３件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、不動産の引渡し４件、賃貸借４件、請負１件、委託１件という構成である。

他方、減額否定例の場合において、違約金紛争の類型も遅延違約金、普通違約金、解約違約金を対象とする３つの類型の紛争に分かれる。

遅延違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）となす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、売買６件、賃貸借２件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、売買目的物の引渡し１件、不動産名義書換１件、不動産の引渡し３件という構成である。

普通違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）となす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、労災賠償１件、売買１件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、賃貸借１件、不動産の引渡し１件、転貸禁止１件、運送１件、株式譲渡手続き１件という構成である。

解約違約金を対象とする紛争のうち、２件は、いずれもなす債務の不履行（契約義務の不履行）を対象とする紛争である。その内容は、１件が売買目的物の引渡し、１件が賃貸借という構成である。

第２に、当事者の属性という要件から減額肯定例を見ると、X（企業）とＹ（企業）の間の紛争が50件、X（個人）とＹ（個人）の間の紛争が21件ある。それに対して、X（企業）･Ｙ（個人）の間の紛争が27件、X（個人）とＹ（企業）の間の紛争が29件ある。他方、減額否定例の場合において、X（企業）とＹ（企業）の間の紛争が９件、X（個人）とＹ（個人）の間の紛争が３件ある。それに対して、X（企業）とＹ（個人）の間の紛争が４件、X（個人）とＹ（企業）の間の紛争が６件ある。

第３に、違約金の定め方から、減額肯定例を見ると、最も多かったのは、当事者が純粋に違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）を約定するパターンであり、96件がある。次は、当事者が純粋に一定額の違約金（具体額か契約代金の何％）を約定するパターンであり、29件がある。上記の２つのパターンの他には、当事者が違約金の計算方法を約束するが、一定の条件のもと一定額の違約金に転換させるパターンが１件ある。当事者が違約金の計算方法と一定額の違約金をあわせて約束するパターンが１件ある。

他方、減額否定例の場合において、当事者が純粋に一定額の違約金（具体額と契約代金の何％）を約定するパターンが13件ある。当事者が純粋違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）を約定するパターンが９件ある。

第４に、訴訟上の要件から減額肯定例を見ると、次の４パターンを要約することができる。

①、Ｙが違約金の減額を請求するパターン。このパターンの裁判例が最も多くて114件ある。

②、Ｙが欠席する場合に、法院の職権による減額のパターン。このパターンの裁判例が５件ある。

③、法院は、Ｙによる契約違反否認という答弁を、違約金が著しく高く減額を請求するという抗弁とみなした上で、違約金を減額するパターン。このパターンの裁判例が４件ある。

④、法院が違約金の減額を請求するか否かをＹに釈明した場合に、Ｙは違約金の減額を請求するパターン。このパターンの裁判例が４件ある。

他方、減額否定例の場合において、22件の裁判例は、いずれもＹが違約金の減額を申請するものである。

第５に、法院による減額の判決理由から減額肯定例を見ると、次の10の事由にまとめられる。①違約金の約定額または約定計算基準が著しく高いこと（60件）、②Ｘが損失を挙証できていないこと（50件）、③Ｘの損失が法定遅延貸付利息損失と認定されること（25件）、④Ｘの損失が不動産賃貸料の損失と認定されること（３件）、⑤違約金の約定額がＸの損失とほぼ同額されるべきであること（３件）、⑥Ｙによる債務の一部履行（３件）、⑦Ｙの故意・過失の度合い（２件）、⑧Ｘが契約の履行に過失を寄与すること（２件）、⑨Ｙの違約行為が重大な契約違反ではない（１件）、⑩Ｙの違約行為が故意契約違反ではない（２件）。

他方、法院による減額の判断理由から減額否定例を見ると、次の９つの事由にまとめられる。①違約金の約定額または約定計算基準が著しく高くないこと（３件）、②違約金の約定額が法定遅延貸付利息と比較して著しく高くないこと（６件）、③違約金の約定額が不動産賃貸料相場に基づき算出された損失と比較して著しく高くないこと（１件）、④ＹがＸの損失を挙証できていないこと（５件）⑤Ｘの損失が生じる可能性（３件）、⑥Ｙが故意（悪意）違約（５件）⑦Ｙの違約行為が重大な契約違反を構成すること（３件）。

これらの違約金の減額に関する肯定の事由と否定の事由について如何にして読み解くのかは、検討の部分にゆだねることとする。

第６に、減額肯定例の場合には、法院による減額要件および結果を見ると、次の４つのパターンをまとめることができる。

①　法院が中国人民銀行による同類の貸付利率（１～４倍）[7]を基準と

[7] ここで、なぜ法院が債権者の法定遅延利息を中国人民銀行の貸付利率の１倍から４倍までに認定しているのかというと、最高人民法院「人民法院による借金案件への審理に関する若干の意見」（法〈民〉発［1991］21号）６条は、「民間貸付の利率が銀行の利率よりも適当に高くなることができる。各地の人民法院が本地域の実際的な状況に基づき自由にその利率を定めることができるが、中国人民銀行による同類の貸付利率の４倍を超えてはならない。超えた部分の利息が保護されてはならない。」と規定するからである。それゆえに、本条文が民間借金による最高貸付利率を定めるものであるが、金融機関による貸付利率も、中国人民銀行による同類の貸付利率の４倍を超えてはならないと類推適用されるべきである。さもなくば、法律が民間貸付による高利貸しを禁止しなが

し実際の遅延日数に基づいて違約金を算出した（法定遅延貸付利息損失と認定）減額肯定例が37件ある。

②　法院が中国人民銀行による同類の貸付利率（１～４倍）を基準とし実際の遅延日数に基づいて違約金を算出した（法定遅延貸付利息損失の1.3倍と認定）減額肯定例が36件ある。

③　法院が不動産相場を基準とし実際の遅延日数に基づいて違約金を算出（不動産賃貸料の損失と認定）した減額肯定例が３件ある。

④　法院が綜合考量、公平と誠実信用原則に基づき、違約金を斟酌した減額肯定例が51件ある。

以上のまとめに照らせば、違約金減額の運用に関する基本的な状況を、肯定例と否定例に分けてそれぞれ図で示しておく。

減額肯定例のまとめを、次の【図】14 ～ 19[8]で示す。

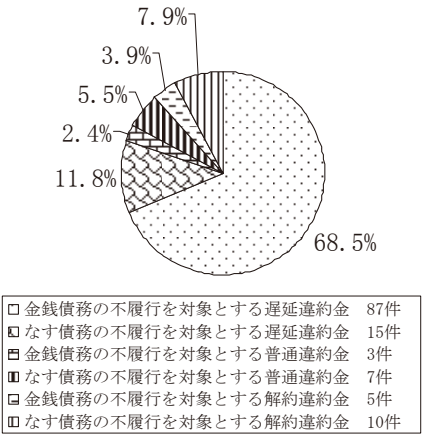

図14　違約金紛争の類型

らも、金融機構貸付による高利貸しを認めるという不都合が生じることになる。したがって、民間貸付、金融機構貸付の場合を問わず、法定貸付利率を認められる範囲は、中国人民銀行による同類の貸付利率の１～４倍ということになる。戴孟勇「関与利息管制的疑問及思考」崔建遠『民法九人行（第６巻）』（法律出版社・2012）47 ～ 50頁参照。

[8] 【図】14 ～ 19は、附表３（違約金の減額が認めれた裁判例リスト）に基づいて、その概要を要件ごとに整理するものである。

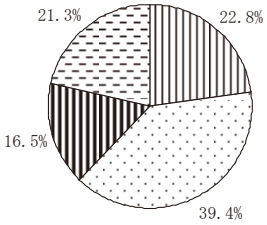

X（個人）vs Y（企業） 29件
X（企業）vs Y（企業） 50件
X（個人）vs Y（個人） 21件
X（企業）vs Y（個人） 27件

図15 当事者の類型

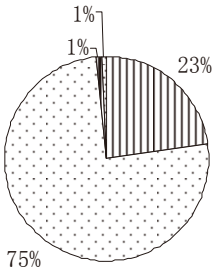

当事者が純粋に一定額の違約金（具体額と契約代金の何%）を約定したパターン 29件
当事者が純粋に違約金の計算方法（日に契約代金の何%）を約定したパターン 96件
当事者が違約金の計算方法と一定額を両方約束したパターン 1件
当事者が違約金の計算方法を約束したが、条件付きに一定額の違約金へと転換されたパターン 1件

図16 違約金の定め方

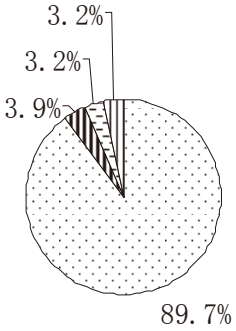

債務者の申請によるパターン 114件
債務者が欠席する場合、法院の職権によるパターン 5件
法院が債務者の違約否認を債務者の申請とみなすパターン 4件
法院の釈明により債務者の申請によるパターン 4件

図17 訴訟手続き

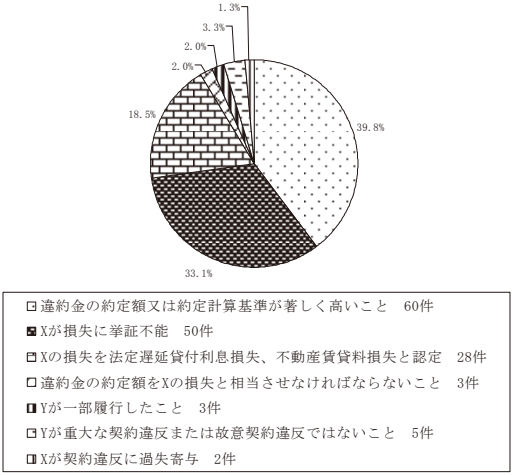

図18　法院による減額肯定の判断事由

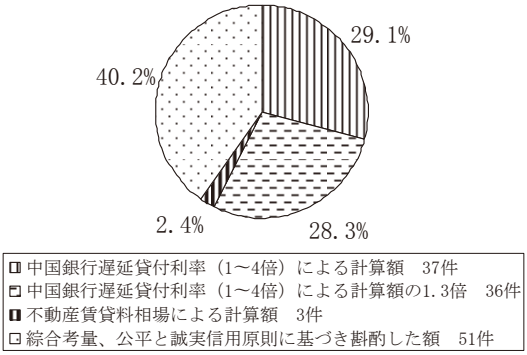

図19　法院による減額の計算要件および結果

減額肯定例のまとめを、次の【図】20 〜 23[9]で示す。

[9] 【図】20 〜 23は、附表４（違約金の減額が認められなかった裁判例リスト）に基づいて、その概要を要件ごとに整理するものである。

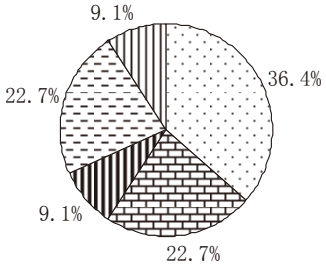

金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金	8件
なす債務の不履行を対象とする遅延違約金	5件
金銭債務の不履行を対象とする普通違約金	2件
なす債務の不履行を対象とする普通違約金	5件
なす債務の不履行を対象とする解約違約金	2件

図20　違約金紛争の類型

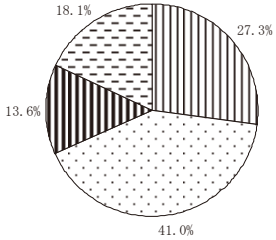

X（個人）vs　Y（企業）	6件
X（企業）vs　Y（企業）	9件
X（個人）vs　Y（個人）	3件
X（企業）vs　Y（個人）	4件

図21　当事者の類型

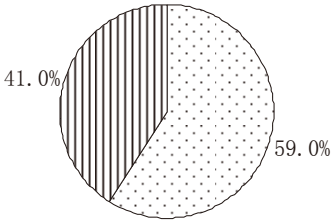

当事者が純粋に一定額の違約金（具体額と契約代金の何%）を約定したパターン	13件
当事者が純粋に違約金の計算方法（日に契約代金の何%）を約定したパターン	9件

図22　違約金の定め方

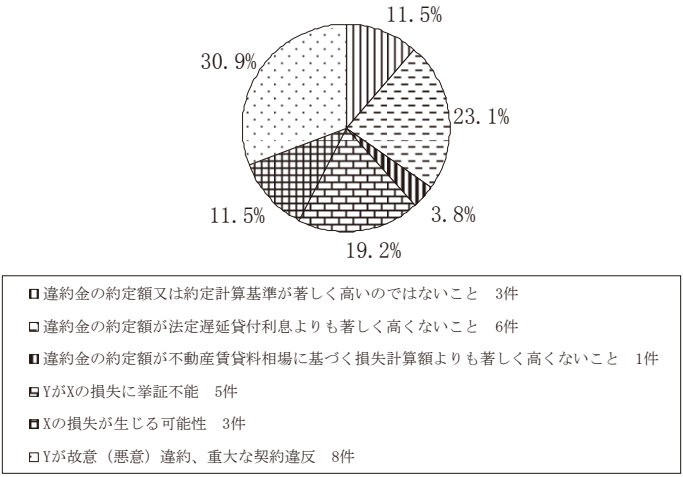

図23　法院による減額否定の判断事由

2　検討

以上の整理に照らせば、裁判実務において違約金減額が如何にして働いているのかについてその全貌を把握することができる。その中で、本稿の目的との関連で検討する必要があるのは、法院による減額の肯定の判断事由(【図】18)と法院による増額の否定の判断事由(【図】23)である。全体図による【図】18と【図】23についての整理は、ただ判決理由に用いられる用語を初歩的に纏めたに過ぎないものである。実際には、これらの事由がどのような法的意味が含まれるのか、如何にして読み解かれるべきなのかについて、さらなる詳細な検討がかけてはならないように思われる。違約金増額の運用に関する検討の手法と同様に、違約金減額を検討する場合においても、まず第１章では検討した法規定、学説は、法院による減額の判断要件について如何にして説明しているのかを再度確認し、その上で裁判実務においてこられの要件をどのようにして捉えるべきなのかを補足する。

第１章による法規定、通説の立場に照らせば、法院は、違約金の減額の可否を判断する場合には、実損害差額主義を主とし、付加的な要件の考量を従とするという判断構造が求められる。換言すれば、違約金減額の運用において法院の判断要件は、基礎的な要件と付加的な要件に分か

れる。以下では、順次に分析する。

第１に、基礎的な要件 —— 債権者の実損害。違約金増額の運用の場合と同様に、法院が違約金の減額の可否を判断する場合には、実損害差額主義を徹底すべき立場は変わらない。ただ注意しておきたいのは、ここでの実損害差額主義において、違約金と実損害の比較基準が「高い」のではなく、「著しく高い」となっている。その「著しく高い」について量化の基準も規定されている。すなわち違約金の約定額が債権者の実損失の1.3倍よりも高額でありさえすれば、「著しく高い」という比較基準が満たされることになる。

第２に、付加的な要件—— 違約金増額の運用の場合との違いが呈されているのは、法院が違約金の減額の可否を判断する場合には、契約の履行状況（債務の一部履行）、当事者の故意・過失の度合い、逸失利益が付加的な考量の事由として提示されている。法規定がこれらの付加的な考量の事由が減額の可否に寄与する意味をはっきりと規定していないが、学説は、これらの付加的な考量の事由を解釈している。以下では、学説の説明に照らせば、これらの付加的な要件は、どのような法的意味があるのかを指摘しておく。

まず、学説は契約の履行状況が主に債務の一部履行による減額を指していると説明している。とはいえ、その減額の論理に鑑みると、減額の実質が債権者の実損害から債務の一部履行によって債権者が受けた利益が差し引かれるという引き算の思考が働くものであるため、依然として実損害差額主義の思考にとどまると解される。

また、学説は、逸失利益とは当事者が実際に発生した損失ではなく、単に発生するであろうという期待の利益である、と説明しているが、その実質は債権者の損失の一部を構成するものである、と指摘している。換言すれば、逸失利益も法院が債権者の実損害を認定する段階において考量するものであるため、その実質も依然として実損害差額主義の論理に属すると解される。

さらに、学説は、当事者の故意・過失の度合いが債務者の故意違約と債権者の寄与過失の場合を指していると理解している。すなわち、前者が法院が減額を否定する判断に寄与する一方で、後者が法院が減額を肯定する判断に寄与すると説明している。換言すれば、当事者の故意・過

失の度合いという事由は、法院が当事者の帰責性を問うことで、減額の可否の根拠とするものである。この意味において、当事者の故意・過失の度合いという要件は、非難可能性という意味を有すると解される。

第３に、法規定は、上記の基礎的な要件と付加的な要件を明文化しているほか、公平原則と誠実信用原則という原理的な要件を規定している。とはいえ、学説は、公平原則と誠実信用原則があくまでも抽象的な理念に過ぎず、法院に判断の自由裁量権を与えるものであると解釈している。実際の裁判例において法院が公平原則と誠実信用原則を考量しているか否か、また如何なる意味で考量しているかは、注目に値する。

以上の法規定、学説による説明に照らせば、実際の裁判例において法院が、減額の可否を判断する場合には、どのぐらい実損害差額主義に依拠しているのか、またそれ以外には、当事者の故意・過失の度合いによる非難可能性や、公平原則と誠実信用原則についての考量があるのか。裁判実務において全体的にどのような特徴があるのかについて、裁判例に基づいて検討する。

（１）減額の肯定、否定の判決理由

以下では、裁判実務において減額の肯定、否定の判決理由を検証する。なお違約金減額の運用に関する裁判例を検証する前に、次の２点を説明しておきたい。

第１に、裁判例の検討の順番について、違約金減額の運用に関する裁判例において違約金紛争の類型が違約金増額の運用に関する裁判例と比較して多様であるため、本部分は、遅延違約金の紛争、普通違約金の紛争、解約違約金の紛争という３つの類型に基づき検討を進めることとする。

第２に、各裁判例に鑑みると、借金、賃貸料、売買などの様々な契約紛争は見られるが、契約による違約金責任の実質を見ると、依然として金銭債務の不履行となす債務の不履行という２種類の契約不履行責任を要約することができる。それゆえに、本部分は、違約金増額の運用に関する検討の手法と同様に、金銭債務を対象とする違約金紛争となす債務を対象とする違約金紛争に基づいて検討を進めることとする。

（ｉ）減額肯定例についての検討

減額肯定例を全体的に見ると、最も多かったのは、遅延違約金の紛争であり、102件ある。次は、普通違約金の紛争が10件ある。さらには、解約違約金の紛争が15件ある。違約金減額の運用に関する裁判例の件数が多かったため、違約金類型ごとに示しようとする裁判例について、本文では件数のみを示すにとどめ、具体的な裁判例の番号を注で示しておく。以下では、詳しく検討する。

①　遅延違約金の紛争

遅延違約金の紛争において金銭債務の不履行を対象とする裁判例が87件ある。それに対して、なす債務の不履行を対象とする裁判例が15件しかなかった。以下では、それぞれ検討する。

（ａ）金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争

違約金の減額を認められた減額肯定例において最も多かったのは、金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争であり、87件があった。この87件において、法院による減額の肯定の判決理由を、次のように要約することができる。

（Ａ）87件のうち、84件において法院による判決理由を、次の８つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（43件[10]）

イ、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い、しかもＸが損失を挙証できていない（２件[11]）

ウ、Ｘが損失を挙証できていない（14件[12]）

---

[10] 減額肯定例１、５、７、16、23、29、37、85、92、95、110（借金）、減額肯定例３、17、33、40、61、102、105（賃貸借）、減額肯定例11、27、28、35、36、46、53、59、60、78、79、82、87、88、106、107、124、126（売買）、減額肯定例９、15、34、77（サービス）、減額肯定例47（請負）、減額肯定例12（特許）、減額肯定例25（人身損害賠償）。

[11] 減額肯定例４、123（売買）。

[12] 減額肯定例55、98、100（賃貸借）、減額肯定例19、39、49、84、93、119、121（売買）、減額肯定例74、75（サービス）、減額肯定例114、120（請負）。

エ、X が損失を挙証できていない、X の損失を法定遅延貸付利息損失と認定（11件[13]）

オ、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高く、X の損失を法定遅延貸付利息損失と認定（３件[14]）

カ、X と Y がともに損失を挙証できていない（２件[15]）

キ、X の損失を法定遅延貸付利息損失と認定（８件[16]）

ク、違約金の約定額を X の損失とほぼ同額とするべき（１件[17]）

この84件において上記の列挙された８つの事由の実質を検討すると、法院が X の損失の認定を中心とし、それを違約金の約定額と比較することを唯一の減額の理由としているであろう。換言すれば、法院は、違約金の約定額が X の損失と比較してより著しく高額でありさえすれば、その減額を認めると解される。この意味において、上記の84件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（B）87件のうち、減額肯定例70と減額肯定例76は、法院が債務の一部履行によって違約金を減額した裁判例である。以下では、詳しく分析する。

減額肯定例70の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「Y が契約代金の大部分（60％）をすでに支払ったことに鑑みると、違約金の約定が確かに著しく高いため、法院は違約金を減額する」、とされる。

減額肯定例76の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「本件における契約履行の実際的状況に鑑みると、Y が期間通りに支払わなかった契約代金が契約代金の21.6％しか占めなかったため、違約金の約定計算基準に基づいて計算された額が X の経済的損失および逸失利益に比較して著しく高くなる。それゆえに、法院は違約金を減額する」、とされる。

---

[13] 減額肯定例38、48、54、64、90、99、112、116、118（売買）、減額肯定例117（サービス）、減額肯定例96（請負）。

[14] 減額肯定例42、94（売買）、減額肯定例41（請負）。

[15] 減額肯定例45（売買）、減額肯定例115（請負）。

[16] 減額肯定例７（借金）、減額肯定例58、69、97、103（売買）、減額肯定例63、101（請負）、減額肯定例50（譲渡）。

[17] 減額肯定例111（請負）。

上記の２件の判決理由に照らせば、Ｙがすでに契約の一部（60％と21.6％）を履行することで、Ｘの損失が少なくなった。法院が違約金の約定Ｘの損失と比較して著しく高額であることを理由に違約金を減額する旨が見られる。換言すれば、法院による減額の判決理由は、表面的にいずれもＹによる契約の一部履行のためであるが、その実質が、Ｘの実損害から債務の一部履行によって得られた利益が差し引かれるという引き算の思考が働いた結果として違約金がＸの実損害よりも著しく高額であると解されるであろう。この意味において、上記の２件は、依然として法院が実損害差額主義に依拠した裁判例であると評価できる。

（Ｃ）87件のうち、残る減額肯定例83のみは、法院がＸの損失を認定したほか、Ｙの過失の度合いを考量したという特徴が見られる裁判例である。以下では、詳しく分析する。

減額肯定例83の判旨によれば、法院による減額の肯定の判断理由を、「違約金の約定は、契約当事者の自由の意思によるものであり、その目的が債務者の違約行為を未然に防ぐためである。とはいえ、Ｘの損失よりも著しく高額な違約金は、明らかに公平合理の原則に違反するものである。またＹが悪意（故意）違約をしたわけではないため、法院がＹの減額の請求を支持する」、とされる。

本件の判決理由に照らせば、法院が、違約金がＸの損失よりも著しく高額であることを認定すると同時に、Ｙの違約行為が悪意（故意）違約ではないことを根拠としたことは、特徴的である。換言すれば、Ｙが悪意（故意）違約をしたのでなければ、法院が約定された高額な違約金をもってＹへと制裁を与えてはならないと旨が含まれると解される。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

（ｂ）なす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争

遅延違約金の紛争においてなす債務の不履行を対象とする裁判例が15件あった。法院による減額の肯定の判決理由を、次のように要約することができる。

上記の15件において法院による判決理由を、次の６つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（４件[18]）
イ、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い、しかもＸが損失を挙証できていない（２件[19]）
ウ、Ｘが損失を挙証できていない（６件[20]）
エ、Ｘが損失を挙証できていない、Ｘの損失を法定遅延貸付利息損失と認定（１件[21]）
オ、ＸとＹがともに損失を挙証できていない（１件[22]）
カ、Ｘの損失を不動産賃貸料の損失と認定（１件[23]）

この15件において上記に列挙された６つの事由の実質を見ると、法院がＸの損失の認定を中心とし、それを違約金の約定額と比較することを減額の理由としているであろう。注意しておきたいのは、上記の事由の内容においてＸが損失を挙証できていないという事由は最も多く取り上げられたことである。換言すれば、Ｘの損失が確定されにくいなす債務の不履行を対象とする紛争の場合には、法院がＸの損失を認定する段階において、違約金の約定額がＸの損失と比較して著しく高額であることに関する証明責任をＸに負わせる傾向が示されており、もしＸが損失を挙証できていないのであるならば、法院は、Ｙの違約金減額請求を容認すると見て取れる[24]。とはいえ、このような判断の実質も、Ｘ

[18] 減額肯定例91、113（不動産の引渡し義務）、減額肯定例22、104（請負義務）。
[19] 減額肯定例６（不動産の引渡し義務）、減額肯定例10（契約目的物の引渡し義務）。
[20] 具体的には、減額肯定例84（不動産の引渡し義務）、減額肯定例18（契約目的物の引渡し義務）、減額肯定例32、43、127（不動産名義書換義務）、減額肯定例44（サービス契約義務）。
[21] 減額肯定例80（不動産名義書換義務）。
[22] 減額肯定例45（売買）、減額肯定例115（請負）。
[23] 減額肯定例57（不動産の引渡し義務）
[24] 挙証責任の原則に基づけば、違約金の減額を求めるＹ（債務者）は、違約金の約定額がＸの損失と比較して著しく高額であることに証明責任を負うべきであるが、裁判実務において法院は、Ｘの損失に関する証明責任を自分の損失に詳しいＸに転換させる傾向は示されている。もっとも、第１章の法規定、学説による検討に照らせば、挙証責任の問題は違約金減額の適用に関する訴訟手続上の一つ大きな論点であるが、本稿の問題関心から離れるため、それにつ

の損失を認定する目的であり、依然として実損害差額主義の判断構造の一環として捉えられると解される。この意味において、上記の15件は、いずれも法院が実損害差額主義に依拠した裁判例であると評価できる。

② 普通違約金の紛争

遅延違約金の紛争を対象とする裁判例に比較して、普通違約金の紛争を対象とする裁判例が10件しかなかった。このうち、金銭債務の不履行を対象とする減額肯定例が３件あった。それに対して、なす債務の不履行を対象とする減額肯定例が７件あった。普通違約金の責任をめぐる紛争は、Ｙが契約履行を果たさなかったため、違約金責任を問われるものであるが、遅延違約金の責任をめぐる紛争と比較して、次の違いが呈されている。すなわち、遅延違約金の責任をめぐる紛争の場合には、Ｙが契約義務の履行に遅延することが条件とされているし、違約金の定め方について当事者が違約金の計算基準を約定することがほとんどである。それに対して、普通違約金の責任をめぐる紛争の場合には、Ｙがいったん契約違反すれば、違約金責任を問われることになる。違約金の定め方について当事者が一定額の違約金を約定することが一般的である。以下ではこの10件の普通違約金責任をめぐる紛争において、法院がどのような判決の理由で違約金の減額を認めたのかを検討する。

（ａ）金銭債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争

金銭債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争が３件あり、この３件は、減額肯定例２（賃貸借）、13（請負）、73（譲渡代金）というものである。この３件において法院による減額の肯定の判決理由を、次の２つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（減額肯定例２、73）

イ、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い、しかもＸが損失を挙証できていない（減額肯定例13）

上記の３件の判断事由に照らせば、法院が、Ｘの損失の認定を中心と

いての裁判実務の検討を割愛し、別稿で考察する予定である。

し、次いで、違約金の約定額をＸの損失と比較し著しく高額であることを減額の理由としているであろう。この意味において、上記の３件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（ｂ）なす債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争

なす債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争が７件あった。以下では、法院による減額の判決理由を見ておこう。

（Ａ）７件のうち、６件において法院による判決理由を、次の３つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（２件[25]）

イ、Ｘが損失を挙証できていない（３件[26]）

ウ、違約金の約定額をＸの損失とほぼ同額させるべき（１件[27]）

上記の６件の事由に照らせば、この６件は、いずれも、法院がＸの損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額をＸの損失と比較し著しく高額であることを減額の理由としている裁判例であると解される。この意味において、上記の３件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（Ｂ）７件のうち、減額肯定例109のみは、法院が契約の一部履行によって違約金を減額した裁判例である。以下では、詳しく分析する。

本件の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「Ｙが契約違反をしている。とはいえ、契約代金の39万元の中には、ＸがＹに７万元（18％）しか支払っていないため、違約金の約定通りにＹが責任を負担することは、その約定額が著しく高額なものである。しかもＸが損失を挙証できていないという事情もある。以上のことに鑑みると、法院がＹの違約金の減額請求を認める」、とされる。

本件の判決理由に照らせば、本件は、上記の減額肯定例70と減額肯定例76と同様に、契約の一部履行による減額の適用例であると見て取れる

[25] 減額肯定例８（競業禁止義務）減額肯定例81（賃貸借義務）

[26] 減額肯定例20（著作権許可使用義務）、減額肯定例24（競業禁止義務）、減額肯定例68（売買契約義務）

[27] 減額肯定例14（株式の譲渡手続き義務）

であろう。注意しておきたいのは、本件による契約の一部履行の認定が、Ｙが契約を一部履行したのではなく、Ｘが契約を一部履行したということである。とはいえ、Ｘの損失という点に鑑みると、Ｘが契約の一部しか履行していなかったため、自分が受けた損失も少なくなったという結果になる。換言すれば、Ｙが契約を一部履行した場合と同様に、Ｘが契約を一部履行した場合も、Ｘの損失が少なくなるため、実損害よりも違約金が高くなるという実損害差額主義の論理が捉えられると解される。この意味において、本件も、法院が実損害差額主義を貫徹した裁判例であると評価である。

③　解約違約金の紛争

違約金紛争の類型の中には、最後に残るのはが解約違約金を対象とする紛争であり、15件の減額肯定例があった。このうち、金銭債務の不履行を対象とする減額肯定例が５件ある。それに対して、なす債務の不履行の減額肯定例が10件ある。解約違約金の責任をめぐる紛争は、Ｙが契約違反をしたことで、違約金責任を問われるものであるが、遅延違約金、普通違約金の責任をめぐる紛争と比較して、次の違いが呈されている。すなわち、解約違約金の責任をめぐる紛争の場合には、当事者の契約違反があるならば、ＸかＹが契約を解除してはじめて、Ｘが違約金を求めることができるのは一般的である。換言すれば、契約の解除は、法院が違約金責任を判断する前提となっている。以下では、この15件の解約違約金責任をめぐる紛争において、法院がどのような判決理由で違約金の減額を認めたのかを検討する。

（ａ）金銭債務の不履行を対象とする解約違約金の紛争

金銭債務の不履行を対象とする解約違約金の紛争が５件ある。以下では、法院による減額の判決理由を見ておこう。

（Ａ）５件のうち、４件において法院による判決理由を、次の２つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（３件[28]）、

[28] 減額肯定例21、減額肯定例30（賃貸借）、減額肯定例122（売買）。

イ、Xが損失を挙証できていない（1件[29]）

この4件において上記に列挙された2つの事由の実質を検討すると、法院がXの損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額をXの損失と比較して著しく高額であることを減額の肯定の理由としていると解される。この意味において、上記の4件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底する裁判例であると評価できる。

（B）5件のうち、減額肯定例62のみにおいてXの損失を認定したほか、XとYの故意・過失の度合いを考量したという特徴が見られる。以下では、詳しく分析する。

減額肯定例62の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「法院が、違約金を決める場合に、違約金の約定にこだわる必要はない。本件においてXの損失がある一方で、X、Yがいずれも過失の度合いがあった。さらにYが悪意（故意）違約でもないため、法院が公平原則と誠実信用原則に基づき、違約金の減額請求を支持する」、とされる。

本件の判決理由に照らせば、法院がXの損失を考量した同時に、契約違反についてXの過失寄与、Yの違約行為が悪意（故意）違約ではないといったことを減額の肯定の理由としているであろう。本件において上記の減額肯定例83と類似的な判断の旨があると読み取れる。すなわち、Xが契約違反に過失を寄与し、しかもYが悪意（故意）違約をしていない場合に、法院が約定された高額な違約金をもってYへと制裁を与えてはならないと旨が含まれると思われる。換言すれば、本件において法院が当事者の過失の度合いを違約金の減額の可否の判断に持ち込んだ意味は、Xの帰責性を問う必要がある一方で、Yの帰責性がそれほど重くないという当事者の非難可能性を根拠とするものと解される。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

（b）なす債務の不履行を対象とする解約違約金の紛争

なす債務の不履行を対象とする解約違約金の紛争が10件ある。この10件において法院による減額の肯定の判決理由は、次のようなものである。

[29] 減額肯定例26（売買）。

（Ａ）10件のうち、８件において法院による判決理由を、次の４つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（２件[30]）

イ、Ｘが損失を挙証できていない（４件[31]）

ウ、Ｘの損失を不動産賃貸料の損失と認定（１件[32]）

エ、違約金の約定額をＸの損失とほぼ同額させるべきである（１件[33]）

この８件において上記に列挙されたに４つの事由の実質を検討すると、Ｘの損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額をＸの損失との比較して著しく高額であることを減額の肯定の理由としていると解される。この意味において、上記の８件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（Ｂ）10件のうち、減額肯定例67と72のみにおいて、法院がＸの損失を認定したほか、Ｙの過失の度合いを考量したといった特徴が見られる。以下では、詳しく分析する。

減額肯定例67の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「違約金の約定額に関する全額の負担は、Ｙが重大な契約違反をした場合でしか適用されることができない。それゆえに、法院は、Ｙが重大な契約違反を構成していない場合に、違約金の全額を支持せず、Ｙの減額請求を認める」、とされる。

減額肯定例72の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「Ｙが契約違反において主観的な悪意がない。またＹの違約期間も短くてＸも損失を挙証できていないのであるため、違約金の減額請求が支持されるべきである」、とされる。

上記の２件の判決理由に照らせば、減額肯定例72の場合には、法院がＸの損失を考量した同時に、Ｙの違約行為が悪意（故意）違約ではないということを減額の根拠としたことは明確である。それに対して、減額

[30] 減額肯定例31（不動産の引渡し義務）、減額肯定例51（賃貸借義務）。

[31] 減額肯定例52（不動産の引渡し義務）、減額肯定例66（賃貸借）、減額肯定例108（請負義務）、減額肯定例125（委託義務）。

[32] 減額肯定例56（不動産の引渡し義務）

[33] 減額肯定例65（賃貸借義務）

肯定例67の場合には、法院は、Yが契約違反に過失があることを直接に言及していないが、「Yの違約行為は重大な契約違反を構成していない」という表現に鑑みると、Yが契約違反に過失の度合いが重くないという意味を読み取れるであろう。換言すれば、この２件においても、減額肯定例62と83と同様に、Yが悪意（故意）違約をしたのではなければ、Yの帰責性が重いものではなく、Yを非難する可能性が低いという旨が含まれると解される。この意味において、上記の２件は、いずれも法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく　当事者の非難可能性を考量した裁判例であると評価できる。

（ⅱ）減額否定例についての検討

減額肯定例の数と比較して、減額否定例は少なかったのであり、22件しかいなかった。このうち、最も多かったのは、遅延違約金の紛争であり、13件があった。次は、普通違約金の紛争であり、８件があった。最も少なかったのは解約違約金の紛争であり２件があった。以下では、詳しく検討に入る。

①　遅延違約金の紛争

遅延違約金責任の紛争において金銭債務の不履行を対象とする裁判例が８件ある。それに対して、なす債務の不履行を対象とする裁判例が５件ある。以下では、これらの裁判例において法院がどのような判決理由で違約金の減額を認めなかったのかを検討する。

（ａ）金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争

金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争が８件あった。この８件において法院による減額の否定の判決理由を、次のように要約することができる。

（Ａ）８件のうち、７件において法院による判決理由を、次の２つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高くない（２件[34]）

[34] 減額否定例３（売買）、減額否定例６（賃貸借）。

イ、違約金の約定額が法定遅延貸付利息損失と比較して著しく高くない（５件[35]）

この７件において上記に列挙された２つの事由の実質を検討すると、法院がＸの損失を認定したうえで、違約金がＸの損失と比較して著しく高額ではないことを減額の否定の理由としていると解されるであろう。この意味において、上記の７件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（Ｂ）８件のうち、減額否定例４のみは、法院がＸの損失を考量したほか、Ｙの違約行為が故意（悪意）違約であることを減額の理由と根拠付けたことは、特徴的である。以下では、詳しく分析する。

減額否定例４の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「契約の履行の際に、Ｙが契約代金を支払う条件がすでに満たされていたことを当然に知っていた、というべきであるが、契約代金の支払いを拒んだ。その違約行為が故意違約であり、依然としてＹが契約代金の支払いを拒み続けている。さらに、Ｙの違約行為がＸの権利の主張を遅らせたため、違約金の計算期間を短くさせた。以上のことに鑑みると、法院がＹの減額請求を認めない」、とされる。

上記の法院による判決理由に照らせば、法院が「Ｙの違約行為がＸの権利の主張を遅らせたため、違約金の計算期間を短くさせた」を理由とするのは、法院が、Ｙの違約行為がＸに多くの損失を与えるということを強調している。換言すれば、法院がＸの損失を認定する意味が含まれるであろう。また、それと並ぶもう一つの理由は、Ｙの違約行為が故意（悪意）違約であることとして挙げれている。この点について、減額肯定例に関する検討では、法院は、Ｙの違約行為が悪意（故意）違約ではないことを減額の肯定の理由とした減額肯定例は、４件の裁判例があった。それと対照的に、本件において、法院は、Ｙの違約行為が悪意（故意）違約であったことを減額の否定の理由としたことは反対の趣旨として捉えられる。換言すれば、Ｙの違約行為が悪意（故意）違約を構成したか否かは、法院が違約金の減額の可否を判断する一つ重要な決め手である。本件においてＹが悪意（故意）違約をし、その帰責性が重く

[35] 減額否定例５、12、17、19（売買）、減額否定例11（賃貸借）

なるため、法院が約定された高額な違約金をもってＹを非難する旨が含まれると解されるであろう。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく、当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

（ｂ）なす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争

なす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争が５件あった。この５件において、法院による減額の否定の判決理由を、次のように要約することができる。

（Ａ）５件のうち、４件において法院による判決理由を、以下の４つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額が法定遅延貸付利息損失と比較して著しく高くない（１件[36]）、

イ、ＹがＸの損失を挙証できていない（１件[37]）

ウ、違約金の約定額が不動産賃貸料相場を基準とする計算額と比較して著しく高くない（１件[38]）、

エ、ＹがＸの損失を挙証できていない、Ｘの損失が生じる可能性（１件[39]）

この４件において上記に列挙された４つの事由の実質を検討すると、法院がＸの損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額を、Ｘの損失と比較して著しく高額ではないことを減額の否定の理由としていると解されるであろう。この意味において、上記の４件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（Ｂ）５件のうち、減額否定例２のみは、法院がＸの逸失利益を考量したほか、Ｙの違約行為が故意（悪意）違約であったことを減額の理由と根拠付けたことは、特徴的である。以下では、詳しく分析する。

減額否定例２の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、

[36] 減額否定例15（不動産の引渡し義務）。
[37] 減額否定例14（不動産名義書換義務）。
[38] 減額否定例16（不動産の引渡し義務）。
[39] 減額否定例20（不動産の引渡し義務）。

「本件において、Ｙは、Ｘが契約の目的物を自分のプロジェクトに使う必要があることを明らかに知ったが、契約の約定通りに目的物をＸに提供しなかった。またＸが与えた履行の猶予期間まで、依然として提供義務を果たせなかった。以上の契約の履行状況、Ｙの帰責性の重さ、Ｘの逸失利益などを考慮した上で、法院がＹの減額請求を認めない」、とされる。

上記の法院による判決理由に照らせば、法院がＸの逸失利益を考慮したほか、Ｙの主観的な帰責性の重さを責める旨が強いであろう。すなわち、本件においてＹが「明らかに知る」や「依然として提供義務を果たさなかった」といった表現に鑑みると、Ｙの契約違反が故意（悪意）違約であると解される。本件は、減額否定例４と同様に、法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく、当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

② 普通違約金の紛争

普通違約金の紛争において金銭債務の不履行を対象とする裁判例が２件ある。それに対して、なす債務の不履行を対象とする裁判例が５件ある。以下では、これらの裁判例において法院がどのような判決理由で違約金の減額を認めなかったのかを検討する。

（ａ）金銭債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争

金銭債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争は、減額否定例８（労災賠償金の未払い）と減額否定例10（売買代金の未払い）という２件がある。この２件において法院による減額の否定の判決理由に鑑みると、この２件は、いずれも法院がＸの損失を考量したほか、Ｙの違約行為が故意（悪意）違約であったと認定したものである。以下では、詳しく分析する。

減額否定例８の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「ＸとＹは、労災賠償金を合意している。それゆえに、Ｙが自分の違約行為によってＸの逸失利益の損失をもたらすという違約の効果を明らかに知ったが、ずっと約定通りにＸに賠償金を支払わなかったため、Ｙの違約行為が誠実信用原則に背き、Ｙの帰責性の重さが明らかである。し

たがってＸの違約金請求は、Ｙの賠償義務を加重するものではないため、Ｙの減額請求を支持しない」、とされる。

減額否定例10の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「Ｙの違約行為が誠実信用原則に違反し、重大な契約違反を構成したため、契約の履行状況と契約履行においてＹの違約行為が信用を失わせた度合いに基づいて、違約金の減額を認めない」、とされる。

上記の２件の判決理由に照らせば、減額否定例８においてＹの違約行為による「帰責性の重さ」、減額否定例10においてＹの違約行為による「重大さ」や「信用を失わせた度合い」といった表現に鑑みると、上記の２件における減額の否定の理由は、いずれもＹの違約行為による帰責性の重さ、重大さを強調するものであるため、Ｙの違約行為が故意（悪意）違約を構成している旨が含まれると解されるであろう。この意味において、上記の２件は、いずれも減額否定例４、21と同様に、法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく、当事者の非難可能性を考量した裁判例であると評価できる。

（ｂ）なす債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争

なす債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争が５件あった。この５件において法院による減額の否定の判決理由は、次のようなものである。

（Ａ）５件のうち、減額否定例７、21において法院による判決理由を、いずれも、ＹがＸの損失を挙証できていないという事由に要約することができる。この意味において、この２件は、いずれも、法院が実損害差額主義を徹底する裁判例であると評価できる。

（Ｂ）５件のうち、減額否定例９、18、22は、法院による判決理由において、法院がＸの損失を認定したほか、Ｙの違約行為が故意（悪意）であったことを考量した裁判例である。以下では、詳しく分析する。

減額否定例９の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「Ｙが故意に契約義務の履行に遅延する疑いがあったため、相応の違約責任を負わなければならない。それゆえに、Ｙの違約金の減額請求を認めない」、とされる。

減額否定例18の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、

「契約履行においてＹが誠実信用という態度を持っておらず、悪意違約という主観的な故意を持っている。違約金は、債権者の損失を填補する機能を有するもののみならず、債務者の違約行為を懲罰する機能も有するものであるため、Ｙの減額請求を支持しない」、とされる。

減額否定例22の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「Ｘが契約目的物をＹに渡したが、Ｙが契約代金220万元しか支払っておらず、残金の650万元をずっと支払わなかった。それゆえに、Ｙの違約行為がＸの倒産という結果をもたらしたため、重大な契約違反を構成した。法院がＸの損失、Ｙの帰責性の重さ、契約の履行状況と逸失利益などを考量した上で、Ｙの減額請求を認めない」、とされる。

上記の３件の判決理由に照らせば、減額否定例９と減額否定例18において法院がＹが故意（悪意）違約したことを減額の否定の理由としているのは、明らかである。減額否定例２において、法院が直接にＹの故意違約を言及していないが、「重大な契約違反」や「Ｙの帰責性の重さ」といった表現に鑑みると、法院がＹの違約行為による帰責性を責める旨も含まれるとも看取できる。上記の３件の判断の共通点も、Ｙの帰責性が重いため、法院がＹの違約行為を非難するものであると解される。この意味において、上記の３件は、いずれも法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく、当事者の非難可能性を考量した裁判例であると評価できる。

③　解約違約金の紛争

減額否定例のうち、最後に残る２件の裁判例は、解約違約金責任をめぐる紛争であった。この２件は、いずれもなす債務の不履行を対象とする裁判例である。以下では、この２件の裁判例において法院がどのような判決理由で違約金の減額を認めなかったのかを検討する。

（Ａ）減額否定例13は、Ｙが賃貸借義務を違反したため、違約金責任を問われた裁判例であった。本件は、法院がＹがＸの損失を挙証できていないということを理由に、Ｙの減額請求を棄却するものである。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を徹底した一例であると評価できる。

（Ｂ）減額否定例１は、Ｙが契約目的物の引渡し義務を違反したため、

違約金責任を問われた裁判例であった。法院による減額の否定の判決理由において、法院がXの損失を認定したほか、Yの違約行為が故意（悪意）違約であったという特徴が見られる。以下では、詳しく分析する。

減額否定例１の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「Xの挙証の内容に照らして、違約金の約定額がXの損失よりも著しく高くないという事実が判明された。また、Yが、自分の違約行為がXにもたらした損失に予見すべきであり、かつ訴訟においてXとの契約関係を否定していたため、Yが明らかに悪意を抱えている。法院が正常な経済秩序を保ち、Yに懲罰を与えるため、違約金の減額を認めない」、とされる。

本件の判決理由に照らせば、法院が違約金の約定額とXの損失との比較を行ったほか、Yの違約行為が悪意（故意）であったことを減額の否定の理由としていると見て取れる。換言すれば、本件において法院がYが悪意（故意）違約をしたため、その帰責性が重くて法院がYの違約行為を非難する旨が含まれると解されるであろう。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく、当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

（ⅲ）総括

以上では、減額肯定例、減額否定例においてそれぞれの判決理由を詳しく検討してきた。これらの検討に照らせば、裁判実務には違約金減額の運用において法院が違約金の減額の可否を判断する場合には、いかなる傾向がみられるのかについて、次の３点をまとめることができる。

第１に、減額肯定例127件と減額否定例22件においてそれぞれ123件と14件の裁判例は、いずれも法院が違約金を減額するか否かを判断する場合に、単に契約違反後、Xの損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額をXの損失と比較して著しく高額であるかどうかを判断の理由としているものである。換言すれば、減額肯定例123件において法院が違約金の約定額をXの損失と比較して、より著しく高額でありさえすれば、違約金の減額を認める。それに対して、減額否定例14件において法院が違約金の約定額をXの損失と比較して、より著しく高額でさえなければ、違約金の減額を認めない。したがって、裁判実務において法院

が基本的に、単に法規定が規定している基礎的な要件としての債権者の実損害による実損害差額主義を徹底したことは、明らかにされた。

第２に、減額肯定例127件と減額否定例22件のうち、それぞれ残る４件と８件の裁判例は、いずれも法院が違約金を減額するか否かを判断する場合に、単に実損害差額主義を根拠とするのみならず、Ｙの違約行為が故意(悪意)契約に当たるか否かをも理由に判断しているものである。すなわち、減額肯定例の４件において法院がＹが故意（悪意）契約違反に当たらなかったことを、減額の肯定の一部理由とした。それに対して、減額否定例の８件において、法院がＹが故意（悪意）契約違反に当たったことを、減額の否定の一部理由とした。換言すれば、これらの裁判例は、法院が当事者（債務者）が故意（悪意）契約違反に当たるか否かという帰責性の度合いをもって減額の可否の判断に一部の理由として持ち込んでいた。とはいえ、こられの裁判例が全体の裁判例の数を占める割合は８％（149件のうち、12件）にとどまった。したがって、ごく少数の裁判例において法院が実損害差額主義を根拠とするのみならず、法規定が規定している付加的な要件としての当事者の故意・過失の度合いによる非難可能性を根拠としたことは、明らかにされた。

第３に、前の２つの傾向に照らせば、裁判実務において法院が違約金の減額の可否を判断す場合に、基本的に実損害差額主義を徹底している、例外的に当事者の非難可能性を考慮しているという運用実態は明らかにされた。このような運用の傾向に照らせば、法院の判断は、違約金約定後、契約履行中における出来事に集中していると見て取れる。換言すれば、違約金約定時の事情、すなわち当事者による意思決定プロセスにおいて意思表示についての瑕疵有無、当事者の交渉力の格差有無に注目している裁判例が一例も見られなかった。したがって、裁判実務において、法院が違約金の減額の可否を判断す場合に、違約金約定時の事情について関心を一切に払っていないという傾向は明らかにされた。

以上のまとめに照らせば、裁判実務において法院が、実損害差額主義を徹底している裁判例は基本的である。法院が、当事者の非難可能性を考量している裁判例が見られたが、ごく少数でしかとどまらなかった。もっとも、違約金約定時の事情について関心を払う裁判例は、一件ですらなかったといった違約金減額の運用実態は、明らかにされた。

以下では、裁判実務において違約金の減額の可否の判決理由についての検証の結果は、次の【図】24と【図】25[40]で示しておく。

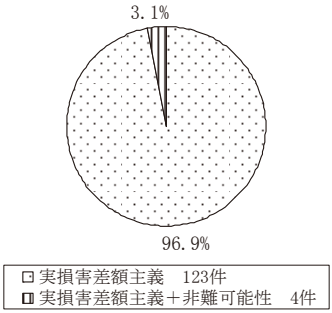

図24　減額の肯定の判決理由

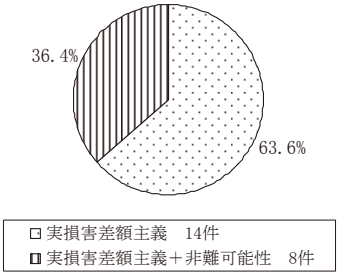

図25　減額の否定の判決理由

（2）違約金減額の運用の特徴

以上では、裁判実務において法院が違約金の減額の可否を判断する場合には、減額の肯定と否定の判決理由について裁判例群についての数量分析によってその運用の傾向を明らかにした。それに基づいて、中国法における違約金減額は、どのような特徴があるのかを析出してみたい。

[40] 【図】24、【図】25は、附表３（違約金の減額が認められた裁判例リスト）と附表４（違約金の減額が認められなかった裁判例リスト）に基づいて違約金の減額の可否の判決理由において本稿による詳細な検討を加えうえでその結果をまとめたものである。

（ⅰ）履行確保機能の弱体化

違約金の実益は、当事者があらかじめ契約違反の効果について損害賠償を予定したことによって、違約金が債権者の実損害よりも高額である場合には、違約金に債務履行を確保する機能を働かせるためである。

とはいえ、裁判実務による法院の判決理由についての検証に照らせば、96.9％の減額肯定例（【図】24参照）と63.6％の減額否定例（【図】25参照）は、実損害差額主義を徹底したものである。換言すれば、法院は、違約金の減額の可否を判断する場合に、基本的に違約金による債権者の実損害の填補という機能を働かせるため、高額な違約金による債務履行の確保の機能はほとんど意味が失われると解される。この意味において、裁判実務における違約金減額の運用は、違約金の実益を弱体化するという特徴があると看取できる。

（ⅱ）意思自治の理念の軽視

違約金の約定に従うことは、当事者の意思を尊重する意思自治の理念である。それゆえに、法院が違約金の約定による意思決定プロセスにおいて意思表示の瑕疵がなければ、当事者の約定を尊重すべきである。もっとも、違約金減額の運用の場合は、違約金増額の運用の場合と比較して、法院が当事者が約定した額の範囲の中においてその額を改正（減額）することは、当事者の意思自治の理念を干渉する度合いが比較的に低いとはいえ、その実質も、意思自治の理念と衝突していることは否めない。

しかしながら、裁判実務による法院の判決理由についての検証に照らせば、法院が基本的に、実損害差額主義（92％の裁判例）を徹底し、例外的に、当事者の非難可能性（８％の裁判例）を考量したことに対して、当事者による意思決定プロセスにおいて意思表示についての瑕疵有無、当事者の交渉力の格差有無に注目している裁判例が一例ですら見られなかった、という運用の実態が明にされた。裏を返せば、法院が基本的に違約金と実損害の均衡が図られているかどうかということに注目を与え、違約金の約定による当事者の意思を尊重する価値観が一切に享有されていないと解される。この意味において、裁判実務における違約金減額の運用に照らせば、中国契約法において意思自治の理念がほとんど根付いていないという特徴が浮き彫りになると看取できる。

附表３

違約金の減額が認められた裁判例リスト

（北大法意　判決年月日2014年度）

番号	判決号、判決年月日	契約紛争類型	当事者の属性	違約金紛争の類型	違約金の約定（約定額または約定計算基準）	訴訟手続きの開始	法院による減額の肯定の判決理由	法院による減額の計算要件および結果
1	（2013）杭蕭商初字第3703号 2014.1.3	金銭消費貸借	X個人 Y個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に借金の２％	Y申請	違約金の約定計算基準が中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率により高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
2	（2014）二中民二終字第４号 2014.1.14	一般賃貸借	X個人 Y個人	賃貸料の未払いによる違約金	7.9万元（未払い賃貸料の30％）	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	公平原則 5.3万元（未払い賃貸料の20％）
3	（2014）宛龍民商二初字第158号 2014.1.16	一般賃貸借	X企業 Y個人	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い代金の３‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
4	（2013）済商終字第630号 2014.1.17	売買	X企業 Y個人	売買代金の未払いによる違約金	日に未払い契約代金の0.5％	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
5	（2013）青民一（民）初字第1889号 2014.1.22	金銭消費貸借	X企業 Y個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に未払い借金の２‰	Y欠席 法院職権	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
6	（2013）浦民一（民）初字第38022号 2014.1.23	不動産売買	X個人 Y個人	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	日に支払い済みの契約代金の１‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い Xが損失を挙証不能	日に支払い済みの契約代金の0.3‰
7	（2013）浦民一（民）初字第37496号 2014.1.27	金銭消費貸借	X個人 Y個人	借金の未払いによる遅延違約金と借金の未払いによる違約金	(1)遅延違約金：日に未払い借金の0.8‰ (2)違約金：借金の５％	Y申請	違約金の約定計算基準が中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率よりも高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
8	（2013）楊民一（民）初字第6164号 2014.1.28	労働	X企業 Y個人	競業避止義務の違反による違約金	44.2万元（X年間収入の２倍）	Y申請	実際にXにもたらした不利の結果	Yの故意・過失の度合い 公平、誠実信用原則 30万元
9	（2014）滬二中民四（商）終字第67号 2014.2.10	サービス	X企業 Y企業	サービス代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い契約代金の0.2％	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
10	（2013）常商終字第539号 2014.2.17	請負	X企業 Y個人	請負目的物の引渡しの不履行による遅延違約金	6.6万元（日に2000元）	Y申請	違約金の約定計算基準がXの損失よりも著しく高い Xが損失を挙証不能	3.3万元（日に1000元）

11	（2013）黄浦民二（商）初字第1041号 2014.2.17	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い契約代金の１‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
12	（2013）浦民三（知）初字第754号 2014.2.21	特許経営	X企業 Y個人	特許経営加盟費の未払いによる遅延違約金	日に500元	Y申請	違約金の約定計算基準が特許経営加盟費の支払基準（日に82元）よりも著しく高い	日に20元
13	（2013）奉民二（商）初字第3264号 2014.2.25	請負	X企業 Y企業	請負代金の未払いによる違約金	13.35万元（請負代金の30%）	Y申請	違約金の約定計算基準がXの損失よりも著しく高い Xが損失を挙証不能	6.75万元（未払い代金費用の30%）
14	（2013）鄂東宝民二初字第 00445号 2014.2.26	株式譲渡	X個人 Y個人	株式譲渡手続き義務の違反による違約金	200万元（違約金が契約代金の30%、すなわち300万元となっていたが、Xが200万元を請求）	Y申請	違約金の額がXの損失と相当でなければならない。	35万元（中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍×1.3を基準とし、計算する）
15	（2013）閔民一（民）初字第 20027号 2014.2.26	サービス	X企業 Y企業	サービス代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いサービス費用の３‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	日に未払いサービス費用の0.7‰
16	（2014）商民一終字第28号 2014.3.19	金銭消費貸借	X企業 Y個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に借金の３‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
17	（2013）浦民二（商）字第3144号 2014.3.20	賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の0.1%	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
18	（2013）滬二中民五（知）終字第116号 2014.3.21	請負	X企業 Y企業	請負目的物の引渡し義務の不履行による遅延違約金	20万元（違約金の約定計算基準が日に契約代金の３%となっていたが、Xが20万元を請求	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況 １万元
19	（2013）滬二中民（商）終字第118号 2014.3.21	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い代金の３‰	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況 日に未払いサービス費用の0.5‰
20	（2013）東民初字第14393号 2014.3.31	著作権許可使用	X企業 Y企業	契約義務の不履行による違約金	契約代金の30%	Y申請	Xが損失を挙証不能	綜合考慮 中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率を基準とし計算する
21	（2014）滬二中民二（民）終字第493号 2014.4.2	不動産賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる解約違約金	21万元（６ヶ月の賃貸料、一月3.5万元）	Yが契約違反に否認法院がこれを違約金が著しく高いという抗弁と見なす	違約金の約定額が著しく高い	Xも契約違反に過失寄与 契約の履行状況 ２万元

22	（2014）滬二中民四（商）終字第211号 2014.4.8	請負	X企業 Y企業	請負義務の不履行による遅延違約金	日に請負代金の５‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	契約の履行状況 中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
23	（2014）梁民初字第316号 2014.4.13	金銭消費貸借	X個人 Y個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に借金の５％	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
24	（2013）虹民四（民）初字第3517号 2014.4.14	労働	X企業 Y個人	競業避止義務の違反による違約金	５万元（その代わりに、Xが職を離れてから、Yが月700元の補償金を支払うと約束した）	Y申請	Xが損失を挙証不能	Xが7700元（10月）の補償金をYに支払った状況 1.5万元
25	（2014）厦海法事初字第７号 2014.4.17	人身損害賠償	X個人 Y企業	人身損害賠償金の未払いによる遅延違約金	日に未払い人身損害賠償金の３％	Y申請	違約金の約定計算基準がXの損失よりも著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
26	（2014）滬一中民二（民）終字第710号 2014.4.18	不動産売買	X企業 Y個人	売買代金の未払いによる解約違約金	230万元（売買代金の５％）	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況、Xの実際的損失、逸失利益、公平原則 138万元（売買代金の３％）
27	（2013）浦民二（商）初字第3725号 2014.5.4	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
28	（2014）霍民一初字第00646号 2014.5.8	売買	X個人 Y個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の１％	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
29	（2013）滬二中民一（民）終字第2660号 2014.5.9	金銭消費貸借	X個人 Y個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に未払い借金の５‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
30	（2014）滬一中民二（民）終字第602号 2014.5.26	不動産賃貸借	X企業 Y個人	賃貸料の未払いによる解約違約金	40万元（一年の賃貸料を32万元とする）	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	契約履行の実際的状況 ４万元
31	（2014）滬二中民二（民）終字第547号 2014.5.30	不動産売買	X個人 Y個人	不動産の引渡し義務の違反による解約違約金	55.5万元（売買代金の30%	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	Xの実際的損失、契約の履行状況、Yの故意・過失の度合い、公平原則 15万元
32	（2014）成民終字第2307号 2014.6.3	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	日に10元	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失が逸失利益の範囲にとどまる	契約の履行状況、Yの故意・過失の度合い 日に３元
33	（2014）美民一初字第693号 2014.6.3	不動産賃貸借	X個人 Y個人	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の３‰	法院釈明 Y申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	契約の履行状況、Yの故意・過失の度合い、Xの損失、公平と誠実信用原則 日に未払い賃貸料の0.1‰

34	（2014）金東民初字第582号 2014.6.5	サービス	X企業 Y個人	サービス料金の未払いによる遅延違約金	日に未払いサービス費用の２‰	Y欠席法院職権	違約金の約定計算基準が著しく高い	日に未払いサービス費用の0.84‰
35	（2014）深羅法民三初字第494号 2014.6.6	売買	X個人 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の1.5‰	Y申請	違約金の本質が損失の填補にあり	公平原則、X、Yの契約履行状況とYの過失 中国人民銀行の同期・同類の貸付利率の４倍
36	（2014）黔議民商初字第13号 2014.6.10	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	月に未払い売買代金の４％	Y申請	違約金の約定計算基準が明に著しく高い	月に未払い契約代金の１％
37	（2014）玉民初字第1587号 2014.6.10	金銭消費貸借	X個人 Y個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に500元（20万元の借金） 日に1700元（100万元の借金）	Y申請	違約金の約定計算基準が明に著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４×1.3倍
38	（2014）邛崍民初字第195号 2014.6.13	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
39	（2014）商商初字第80号 2014.6.18	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の５％	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.5×1.3倍
40	（2014）穂天法民四初字第2065号 2014.6.27	不動産賃貸借	X個人 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に月の賃貸料の２％	Y申請	違約金の約定計算基準が明に著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率
41	（2014）清陽法民一初字第229号 2014.6.30	請負	X個人 Y企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に500元	Y欠席法院職権	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定 違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	公平と誠実信用原則 中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の２倍
42	（2013）灌商初字第168号 2014.7.3	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の１％（一部の売買目的物）、日に売買代金の５‰（一部の売買目的物）	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.5倍
43	（2014）長中民三終字第02670号 2014.7.3	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	９万元（日に支払い済みの売買代金の0.3‰）	Y申請	Xが損失を挙証不能	公平原則と誠実信用原則 7000元
44	（2014）浦民一(民)初字第14332号 2014.7.3	サービス	X個人 Y企業	サービス契約義務の不履行による遅延違約金	1.6万元（日に30元）	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況、当事者の故意・過失の度合いおよびXの逸失利益 1000元
45	（2014）滁民一終字第00722号 2014.7.4	不動産売買	X個人 Y個人	売買代金の未支払いによる遅延違約金	日に契約代金の３‰	Y申請	X、Yがともに損失を挙証不能	契約の履行状況 日に契約代金の0.6‰

46	（2013）睢商初字第348号 2014.7.7	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の１‰	Y申請	違約金の計算基準が明に著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
47	（2014）濱塘民初字第1599号 2014.7.9	請負	X企業 Y企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いの請負代金の１‰	Y申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
48	（2014）鳥中民一終字第654号 2014.7.11	売買	X個人 Y個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の10%	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
49	（2014）旌民初字第1996号 2014.7.14	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の１%	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.5×1.3倍
50	（2014）黔義民商初字第45号 2014.7.16	株式譲渡	X個人 Y個人	譲渡代金の未払いによる違約金	日に未払い譲渡代金の１%（Xが違約金を未払い譲渡代金の30%と主張）	Y申請	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
51	（2014）溧商初字第339号 2014.7.17	賃貸借	X企業 Y企業	賃貸借契約の義務の不履行による解約違約金	2000元	Y申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	Xの損失、契約の履行状況 1440元
52	（2014）松民三（民）初字第1624号 2014.7.18	不動産売買	X個人 Y個人	不動産の引渡し義務の不履行による解約違約金	25.6万元（契約代金の20%）	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況、公平原則 12.8万元（契約代金の10%）
53	（2014）肇徳法民一初字第54号 2014.7.22	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の４‰	Y申請	違約金の計算基準が明に損失よりも著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
54	（2014）遵市法民商終字第85号 2014.7.22	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の0.5‰	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率
55	（2014）滬高民四（海）終字第69号 2014.7.23	賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の５%	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
56	（2013）黔七民初字第1128号 2014.7.25	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による解約違約金	支払い済みの売買代金の２%	Y申請	違約金の約定が損失よりも著しく高い Xの損失を不動産賃貸料の損失と認定	不動産賃貸料の相場 日に40元×1.3
57	（2014）渝一中法民終字第03635号 2014.7.25	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済みの売買代金の１‰	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を不動産賃貸料の損失と認定	不動産賃貸料の相場 日に1000元×1.3
58	（2014）張金商初字第146号 2014.7.28	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の３%	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍

59	（2014）南市民二終字第212号 2014.7.31	売買	Ｘ企業 Ｙ企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の２‰	Ｙ申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
60	（2014）東一法道民二初字第124号 2014.8.1	売買	Ｘ企業 Ｙ企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Ｙ申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期の貸付利率の４倍
61	（2014）徐民終字第01319号 2014.8.5	賃貸借	Ｘ個人 Ｙ個人	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の３‰	Ｙ申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
62	（2014）深中法房終字第571号 2014.8.7	不動産売買	Ｘ企業 Ｙ個人	売買代金の未払いによる解約違約金	14.4万元（契約代金の10％）	Ｙ申請	Ｘが損失を挙証不能 Ｘが一部履行 Ｘ、Ｙがともに故意・過失あり Ｘの故意・過失の度合いが比較的に低い	公平原則と誠実信用原則 ５万元
63	（2014）硯民初字第432号 2014.8.7	請負	Ｘ企業 Ｙ個人	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い請負代金の１％	Ｙ申請	Ｘの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	契約の履行状況、Ｙの故意・過失の度合い、Ｘの逸失利益、Ｙが自由意思により３万元を負担 ３万元
64	（2014）黔東民商終字第36号 2014.8.14	売買	Ｘ企業 Ｙ企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Ｙ申請	Ｘが損失を挙証不能 Ｘの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率
65	（2014）舟定民初字第421号 2014.8.14	不動産賃貸借	Ｘ個人 Ｙ個人	契約義務の違反による解約違約金	100万元	Ｙ申請	違約金の額がＸの損失に基づくべきである。	契約の履行状況 50万元
66	（2014）五法民二初字第199号 2014.8.20	不動産賃貸借	Ｘ個人 Ｙ企業	契約義務の違反による違約金	85.5万元（３年賃貸料の30％）	Ｙ申請	Ｘが損失を挙証不能	Ｘの損失、契約の履行状況、当事者の故意・過失の度合い 18万元（１年賃貸料の20％）
67	（2014）岳中民一終字第215号 2014.8.21	不動産賃貸借	Ｘ個人 Ｙ企業	契約義務の違反による違約金	20万元	Ｙ申請	Ｘが損失を挙証不能 重大な契約違反ではない	契約履行の実際的状況 ５万元
68	（2014）成民終字第4464号 2014.8.25	売買	Ｘ企業 Ｙ企業	契約義務の違反による違約金	185万元（契約代金の25％）	Ｙ申請	Ｘが損失を挙証不能	公平と誠実信用原則、事実および契約の履行状況 ５万元
69	（2014）遼民二終字第00113号 2014.8.25	売買	Ｘ企業 Ｙ個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Ｙ申請	Ｘの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率
70	（2013）民提字第203号 2014.8.27	売買	Ｘ企業 Ｙ個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の５‰	Ｙ申請	違約金の約定計算基準が著しく高い Ｙが一部履行(60％ぐらい)	契約後に契約単価の変化、違約の期間 日に未払い契約代金の４‰

71	（2014）杭桐民初字第623号 2014.8.28	不動産賃貸借	X企業 Y個人	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の１‰	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
72	（2014）深塩法房初字第102号 2014.9.1	不動産売買	X個人 Y個人	不動産の引渡し義務の違反による解約違約金	24.8万元（契約代金の20%）	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xが悪意ではない	10万元
73	（2014）蛟民二初字第147号 2014.9.3	株式譲渡	X個人 Y個人	譲渡代金の未払いによる違約金	未払い譲渡代金の30%	法院釈明 Y申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	違約金の基準を中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍とし、計算する
74	（2014）鉄東民三初字第571号 2014.9.5	サービス	X企業 Y個人	サービス代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いサービス費用の３‰	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
75	（2014）平民二終字第395号 2014.9.11	サービス	X個人 Y企業	サービス代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いサービス費用の１%	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率
76	（2014）門民(商)初字第3062号 2014.9.11	請負	X企業 Y企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に請負代金の0.3‰	Y申請	違約金の約定計算基準がXの損失と比べて著しく高い Yが契約の80%を履行	公平原則と誠実信用原則 日に請負代金の0.2‰
77	（2014）金東民初字第572号 2014.9.11	サービス	X企業 Y個人	サービス代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いサービス費用の２‰	Y欠席 法院職権	違約金の約定計算基準が著しく高い	日に未払いサービス費用の0.84‰
78	（2014）徳民二初字第53号 2014.9.12	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の１‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.5倍
79	（2014）黔納民初字第603号 2014.9.15	売買	X個人 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	未払い売買代金の10%	Y申請	違約金の約定計算基準が実際的損失よりも著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.5倍
80	（2014）成民終字第4757号 2014.9.15	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	3.6万元（日に支払い済みの契約代金の１‰）	Y申請	Xが損失を挙証不能	7300元
81	（2014）焦民三終字第00245号 2014.9.16	不動産賃貸借	X企業 Y企業	契約義務の違反による違約金	200万元	法院釈明 Y申請	違約金の約定が著しく高い	契約の実際的状況 X、Yがともに故意・過失あり 46万元
82	（2014）穂中法民二終字第1307号 2014.9.17	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金を基準に10元／トン	Y申請	Xが損失を挙証不能 違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
83	（2014）沈中民三初字第100号 2014.9.18	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高いため、懲罰性が公平合理の原則に違反する。 Yが故意違約ではない。	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍

84	（2014）広民初字第356号 2014.9.19	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	日に支払い済みの売買代金の0.5‰	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約履行の状況 違約金の賠償性と懲罰性 公正と誠実信用原則 日に支払い済みの売買代金の0.1‰
85	（2014）鶴民初字第87号 2014.9.19	金銭消費貸借	X個人 Y企業	借金の未払いによる遅延違約金	日に借金の２％	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
86	（2014）海中法民二終字第201号 2014.9.19	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	日に未払い契約代金の0.5‰
87	（2014）鄂民二終字第00072号 2014.9.21	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
88	（2014）港北民初字第2072号 2014.9.23	不動産売買	X個人 Y個人	売買代金の未支払いによる遅延違約金	日に未払いの売買代金の0.5％	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	Yに対する懲罰 契約の実際的な状況 日に未払いの契約代金の0.15％
89	（2014）岳民初字第04180号 2014.9.23	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	2.6万元（日に支払い済みの売買代金の１‰）	Y申請	損失に関する証明なし	公平原則と誠実信用原則 2600元
90	（2014）棗民四商初字第12号 2014.9.24	売買	X企業 Y個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の５‰	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率×1.4倍
91	（2014）廊開民初字第463号 2014.9.25	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	30日遅延すると、日に支払い済みの売買代金の0.8‰	Y申請	違約金の約定計算基準が明らかに著しく高い	公正と誠実信用原則 Yの違約の故意・過失の度合いおよびXの逸失利益 中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
92	（2014）滬一中民四(商)終字第1304号 2014.9.26	金銭消費貸借	X個人 Y企業	借金の未払いによる遅延違約金	日に借金の２‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
93	（2014）防市民二終字第４号 2014.9.28	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の２‰	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
94	（2014）徳民三終字第115号 2014.9.28	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の８‰	Y申請	違約金の約定計算基準が明らかに著しく高い Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.5×1.3倍

95	（2014）黔義民初字第2167号 2014.9.28	金銭消費貸借	X企業 Y個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に借金の４％	Y申請	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４×1.3倍
96	（2014）鄂武昌民初字第00241号 2014.9.29	請負	X企業 Y企業	請負代金の未払いによる違約金	未払い請負代金の15％	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	違約金の額が中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍を基準に、計算する
97	（2014）銀民商終字第161号 2014.9.30	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Y欠席 法院職権	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	日に未払い契約代金の0.5‰
98	（2014）興民初字第3921号 2014.9.30	賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の５‰	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
99	（2014）夾江民初字第1101号 2014.10.09	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
100	（2014）福商初字第115号 2014.10.10	賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の２‰	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
101	（2014）二中民四終字第631号 2014.10.10	請負	X企業 Y企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い請負代金の１‰	Y申請	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
102	（2014）長民三(民)初字第1873号 2014.10.10	不動産賃貸借	X個人 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	10.3万元（１日賃貸料の２倍、すなわち3000元／日）	Y申請	違約金の約定計算基準が明らかに著しく高い Yの故意・過失の度合い	Xの損失、Yの故意・過失の度合い 6.5万元
103	（2014）鄂武昌民初字第03855号 2014.10.12	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金を基準に10元／トン	Y申請	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	公平と誠実信用原則、違約金の填補性と懲罰性 中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
104	（2014）湖民一初字第993号 2014.10.15	請負	X個人 Y企業	請負義務の不履行による遅延違約金	60万元（５日遅延すると、契約代金の50％）	Y申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	39.5万元（契約代金の20％）
105	（2014）慶商初字第45号 2014.10.15	賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる違約金	30万元（賃貸料の30％）	Y申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	違約金の額が中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率を基準に、計算する
106	（2014）佛城法民二初字第878号 2014.10.16	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の３‰	Y申請	違約金の約定計算基準が明らかにが著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の２倍
107	（2014）渡法民初字第01939号 2014.10.17	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の0.2％ 30日遅延すると、2.5万元(売買代金の30％)	Y申請	違約金の約定計算基準がXの損失よりも著しく高い	Xの損失状況、Yの違約程度 8000元

108	（2014）渝高法民終字第00338号 2014.10.17	請負	X企業 Y企業	請負義務の違反による違約金	500万元	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況、公平と誠実信用原則 200万元
109	（2014）陽中法民一終字第265号 2014.10.21	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の違反による違約金	11.7万元（契約代金の30%）	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xが契約一部履行	契約履行の状況 3.5万元
110	（2014）匯民初字第1905号 2014.10.22	金銭消費貸借	X企業 Y企業	借金の未払いによる遅延違約金	月に借金の３%	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
111	（2014）嘉民一終字第179号 2014.10.27	請負	X個人 Y企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に200万元	Y申請	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
112	（2014）四商初字第69号 2014.10.28	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の５%	法院釈明 Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
113	（2014）合法民初字第06117号 2014.10.28	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	30日遅延すると、日に支払い済みの売買代金の１‰	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	不動産の賃貸料の相場 月に1200元×1.3
114	（2014）大民三終字第852号 2014.10.28	請負	X企業 Y個人	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い請負代金の３%	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
115	（2014）百中民一終字第649号 2014.11.4	請負	X企業 Y個人	請負代金の未払いによる遅延違約金	1.65万元（月に請負代金の５%を基準に）	Y申請	X、Yがともに損失を挙証不能	9000元（未払い請負代金の30%）
116	（2014）眉民初字第154号 2014.11.6	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の３‰	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	Yの過失の度合い 中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
117	（2014）東中法民一終字第28号 2014.11.6	サービス	X企業 Y企業	サービス代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いサービス費用の１‰	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
118	（2014）成民終字第5597号 2014.11.7	売買	X個人 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の２‰	Y申請	XとYがともに損失を挙証不能	業種の慣例、公平原則、違約状況 日に未払い契約代金の0.5‰
119	（2014）新都民初字第3963号 2014.11.7	不動産売買	X企業 Y個人	売買代金の未支払いによる遅延違約金	15.8万元（契約代金の20%）	Y違約金の支払いに対する抗弁	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況、当事者の故意・過失の度合い ２万元
120	（2014）石民四終字第00797号 2014.11.7	請負	X企業 Y企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に請負代金の１‰	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍

121	（2014）宿埇民一初字第05463号 2014.11.11	売買	X企業 Y個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	３日ごとに遅延すると、売買代金の５％	Y契約違反否認	Xが損失を挙証不能	公平と誠実信用原則 中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率
122	（2014）滬二中民二(民)終字第1146号 2014.11.11	不動産売買	X企業 Y個人	売買代金の未払いによる解約違約金	51万元（契約代金の10%）	Y契約違反否認	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	Yの故意・過失の度合い、不動産市場の相場、契約履行の状況 ９万元
123	（2014）威商終字第332号 2014.11.12	売買	X個人 Y個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に500元	Y申請	違約金の約定が契約代金よりも著しく高い Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
124	（2014）穂中法民二終字第1772号 2014.11.17	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の２％	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の４倍
125	（2014）浙台商終字第751号 2014.11.17	サービス	X企業 Y個人	サービス義務の違反による違約金	20万元	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xのブランドによる逸失利益の損失の可能性	公平と誠実信用原則 ７万元
126	（2014）広漢民初字第1953号 2014.11.25	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の２％	Y申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	中国人民銀行の同期・同類の貸付基準利率の1.3倍
127	（2014）広法民終字第714号 2014.12.5	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	8000元（日に支払い済みの売買代金の0.1‰）	Y申請	Xが損失を挙証不能	1000元

附表４

違約金の減額が認められなかった裁判例リスト

（北大法意　判決年月日2014年度）

番号	判決号、判決年月日	契約紛争類型	当事者の属性	違約金紛争の類型	違約金の約定（約定額または約定計算基準）	訴訟手続きの開始	法院による減額の否定の判決理由
1	（2013）青民二(商)初字第2020号 2014.1.8	売買	X企業 Y企業	売買目的物の引渡し義務の違反による解約違約金	7.3万元（売買代金の10%）	Y申請	違約金の約定額がXの損失よりも著しく高いのではない Yが契約履行において明らかな悪意を持っている
2	（2013）成民初字第1153号 2014.1.13	売買	X企業 Y企業	売買目的物の引渡し義務の不履行による遅延違約金	日に１万元	Y申請	Yが契約違反によりXにもたらされた損失について明らかにしていたはず
3	（2014）滬一中民二(民)終字第37号 2014.2.12	不動産売買	X企業 Y個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の0.3‰	Y申請	違約金の約定計算基準がXの損失よりも著しく高いのではない
4	（2014）大民三終字第207号 2014.4.3	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の0.5‰	Y申請	Yが故意違約に当たる

5	（2014）恵中法民二終字第47号 2014.4.29	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	月に２％	Y申請	違約金の約定計算基準が中国人民銀行の同期の貸付利率の４倍を超えていない
6	（2013）渝北法民初字第16250号 2014.5.8	賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	未払い賃貸料の20%	Y申請	違約金の約定額がXの損失よりも著しく高いのではない
7	（2014）愉二中法民終字第00711号 2014.6.26	不動産賃貸借	X個人 Y個人	賃貸借義務の違反による違約金	7000元	Y申請	Xの損失に証拠なし
8	（2014）寧民終字第1867号 2014.7.8	労災賠償	X個人 Y企業	賠償金の未払いによる違約金	８万元	Y申請	Yの行為が誠実信用原則に違反し、故意・過失が明らかである
9	（2014）穂从法房初字第179号 2014.7.24	不動産売買	X個人 Y個人	不動産の引渡し義務の違反による違約金	３万元	Y申請	XとYの真の意思表示 法律の規定に違反していない
10	（2014）南市民二終字第192号 2014.7.31	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる違約金	未払い契約代金の30%	Y申請	Yの重大な契約違反 Yの違約行為が信用を失わせた程度
11	（2014）秦紅民初字第45号 2014.8.16	不動産賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	未払い契約代金の10%	Y申請	違約金の約定基準が中国人民銀行の同期の貸付利率の４倍を超えていない
12	（2014）穂増法民二初字第1280号 2014.9.5	売買	X個人 Y個人	契約代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い契約代金の0.6‰	Y申請	違約金の約定計算基準が強制規定に違反していない
13	（2014）滬一中民二(民)終字第2103号 2014.9.9	不動産賃貸借	X企業 Y個人	賃貸借義務の違反による解約違約金	賃貸料の20%	Y申請	Yが損失を挙証不能
14	（2014）泉民終字第3066号 2014.9.16	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	日に支払い済みの契約代金の0.1‰	Y申請	Yが「違約金が著しく高い」に挙証不能
15	（2014）分民一初字第68号 2014.9.17	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	30日に遅延すると、支払い済みの契約代金の0.2‰	Y申請	Xが逸失利益を失う可能性 違約金の約定額が強行規定、商業慣例に符合している
16	（2014）賽民初字第00056号 2014.9.18	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	日に支払い済みの契約代金の0.1‰	Y申請	違約金の約定計算基準が合理であり同類、同地域の不動産賃貸料の相場を超えていない。
17	（2014）済商終字第460号 2014.9.23	売買	X企業 Y個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	月に契約代金の５％	Y申請	違約金の約定計算基準が中国人民銀行の同期の貸付利率の４倍を超えていない
18	（2014）白山民二終字第225号 2014.10.8	リース	X個人 Y企業	転貸禁止義務の違反による違約金	５万元	Y申請	Yの違約行為が誠実信用原則に違反し、悪意違約の主観的故意がある
19	（2014）欽北民初字第1393号 2014.10.16	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いの契約代金の0.3‰	Y申請	違約金の約定計算基準が強制規定に違反していない

20	（2014）穂中法民五終字第4139号 2014.10.13	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	日に契約代金の0.5‰	Y申請	YがXの損失を挙証不能 Xの損失が賃貸料と転貸の逸失利益を含める可能性
21	（2014）津高民四終字第83号 2014.11.4	海運	X企業 Y企業	運送契約義務の違反による違約金	運賃の20%	Y申請	Yが「違約金が著しく高い」に挙証不能 Xが第三者と再契約により損失が生じる可能性
22	（2014）広民終字第291号	株式譲渡	X企業 Y個人	株式譲渡義務の違反による違約金	200万元	Y申請	Yが重大な契約違反

（未完）